

第 2 号

(2月15日)

令和6年 熊本県議会2月定例会会議録

第2号

令和6年2月15日(木曜日)

議事日程 第2号

令和6年2月15日(木曜日)午前10時開議

第1 一般質問(議案に対する質疑並びに県の
一般事務について)

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問(議案に対する質疑並びに
県の一般事務について)

出席議員氏名(48人)

星 野 愛 斗 君
高 井 千 歳 さん
住 永 栄一郎 君
亀 田 英 雄 君
幸 村 香代子 君
杉 嶋 ミ カ さん
立 山 大二郎 君
斎 藤 陽 子 さん
堤 泰 之 君
南 部 隼 平 君
本 田 雄 三 君
岩 田 智 子 君
前 田 敬 介 君
坂 梨 剛 昭 君
荒 川 知 章 君
城 戸 淳 君
池 永 幸 生 君
竹 崎 和 虎 君
吉 田 孝 平 君
中 村 亮 彦 君

高 島 和 男 君
末 松 直 洋 君
前 田 憲 秀 君
松 村 秀 逸 君
岩 本 浩 治 君
西 山 宗 孝 君
河 津 修 司 君
楠 本 千 秋 君
橋 口 海 平 君
緒 方 勇 二 君
増 永 慎一郎 君
高 木 健 次 君
高 野 洋 介 君
内 野 幸 喜 君
山 口 裕 君
岩 中 伸 司 君
城 下 広 作 君
西 聖 一 君
鎌 田 聡 君
瀧 上 陽 一 君
坂 田 孝 志 君
溝 口 幸 治 君
池 田 和 貴 君
吉 永 和 世 君
松 田 三 郎 君
藤 川 隆 夫 君
岩 下 栄 一 君
前 川 收 君

欠席議員氏名(1人)

西 村 尚 武 君

説明のため出席した者の職氏名

知 事 蒲 島 郁 夫 君
副 知 事 田 嶋 徹 君
知事公室長 内 田 清 之 君
総 務 部 長 平 井 宏 英 君
企画振興部長 富 永 隼 行 君
理 事 小金丸 健 君

企画振興部
球磨川流域
復興局長 府 高 隆 君
健康福祉部長 沼 川 敦 彦 君
環境生活部長 小 原 雅 之 君
商工労働部長 三 輪 孝 之 君
観光戦略部長 原 山 明 博 君
農林水産部長 千 田 真 寿 君
土 木 部 長 亀 崎 直 隆 君
会計管理者 野 尾 晴一朗 君
企 業 局 長 竹 田 尚 史 君
病 院 事 業 者 竹 内 信 義 君
管 理 者
教 育 長 白 石 伸 一 君
警察本部長 宮 内 彰 久 君
人事委員会
事務局長 西 尾 浩 明 君
監 査 委 員 藤 井 一 恵 君

事務局職員出席者

事 務 局 長 波 村 多 門
事務局次長
兼総務課長 村 田 竜 二
議 事 課 長 富 田 博 英
審 議 員 兼
議事課長補佐 濱 田 浩 史

午前10時開議

○議長（淵上陽一君） これより本日の会議を開きます。

日程第1 一般質問

○議長（淵上陽一君） 日程に従いまして、日程第1、一般質問を行います。

発言の通告がっておりますので、これより順次質問を許します。

なお、質問時間は1人60分以内の質疑応答でありますので、さよう御承知願います。

河津修司君。

〔河津修司君登壇〕（拍手）

○河津修司君 皆さん、おはようございます。阿蘇郡選出の自由民主党の河津修司です。一般質問のトップバッターで少々緊張していますので、お聞き苦しい点もあるかと存じますが、よろしくお願いいたします。

まず初めに、元旦に発生しました令和6年能登半島地震で亡くなられた方々に哀悼の意を表しますとともに、被災されました全ての方々にお見舞いを申し上げます。一日も早い復旧、復興を願っております。

さて、本日は、私の質問の最後を蒲島知事に締めさせていただこうと考えていますので、早速質問に入りたいと思います。

第1問目ですが、阿蘇における観光客の移動手段の利便性向上についてお聞きします。

新型コロナウイルス感染症の位置づけが2類から5類に変更されて以降、観光需要につきましては、全国的にコロナ禍以前の水準にほぼ回復している状況のようです。また、外国からの観光客につきましても、コロナ禍以前の水準に回復したとの報道に接しています。阿蘇を訪れる観光客も、同様に順調な回復ぶりのようで、地元でも久しぶりの観光地のにぎわいぶりを歓迎している声が聞かれるようになりました。

皆様御承知のように、阿蘇地域は、カルデラや草原など美しい景観を持つ観光地であり、温泉もあり、また、豊かな自然に育まれたおいしい食材も豊富です。また訪れたい観光地となるよう、地元関係者は、阿蘇への観光客が、心地よ

く、より快適に滞在時間を満喫していただけるよう、知恵を絞っているところです。

過日、TSMC進出に関連した台湾視察の機会があり、その際に台湾の方々とお話をしましたところ、観光地としての阿蘇の課題について、貴重な御意見をいただきました。

阿蘇については、熊本に行ったら必ず立ち寄りたいところであるとの意見が多く、私は大変心強く感じました。しかしながら、阿蘇の観光地を周遊するための公共交通機関が乏しいため、観光施設間の移動がスムーズでなく、1つの施設を見学した後、次の施設に移動するための待機時間が長くなり、多くの施設を十分に味わうことができないとの意見が聞かれました。

地元でおもてなしをする立場としては、熊本地震災ミュージアムKIOKUや大観峰展望所、内牧温泉や黒川温泉、今年、新千円札の顔となる北里柴三郎博士の記念館など、阿蘇への観光客の皆様へ、できる限り多くの観光地や施設を楽しんでいただきたいとの思いが強くあります。

地域公共交通機関につきましては、いずこも同様ではありますが、平日利用客の減少や働き手の確保が困難である等の理由により、増便等の対応はまず期待することができません。

阿蘇を訪れる観光客の方々に、満足で快適な滞在時間を過ごしていただき、リピーターとなっていただくことはもちろん、友人や知人に行ってよかった場所として阿蘇のことを話していただけるような取組ができないかと、常々感じているところです。

TSMCの本県進出に伴い、台湾から阿蘇を訪れる観光客も多くなることが期待されますし、県外からも多くの観光客が訪れている中で、観光地阿蘇を快適に周遊するための移動手段の確保は、解決すべき重要な課題であると考えていま

す。

そこで、国内外を問わず、阿蘇を訪れる観光客の移動手段の利便性向上に資する取組を今後どのように進めていかれるのか、これまでの取組を含めて、観光戦略部長にお尋ねします。

〔観光戦略部長原山明博君登壇〕

○観光戦略部長(原山明博君) 本県を訪れる観光客数は、コロナ前の水準に戻っており、特に阿蘇地域においては、阿蘇駅や南阿蘇鉄道、阿蘇山上などで、外国人を含め、多くの観光客を見かけるようになりました。

そのような中で、議員御指摘のとおり、主要な駅やバス停から目的の観光地までの交通手段がない、あったとしても便数が少ない、乗り継ぎの待ち時間が長いなど、スムーズな移動に課題があると認識しています。

このため、県では、阿蘇地域をモデルとして、車がなくてもスマートフォン一つで行きたいときに行きたい観光地に行ける観光MaaSの実現に向けた実証事業に取り組んでいます。

この事業では、まず、移動手段を確保するため、観光関係者や交通事業者と連携し、主要駅から主要観光地までのシャトルバスや周遊タクシーの運行、レンタルバイクやレンタサイクル、キックボードの整備支援などを行っています。

具体的には、昨年11月から順次、実証実験として、阿蘇駅から大観峰までを往復するシャトルバスの運行や、立野駅から震災ミュージアムKIOKUまで、高森駅から草千里まで、小国郷周遊の3つのルートの周遊タクシーの運行などを行っています。

また、鉄道やバスなどの交通機関を効率的に結ぶため、情報サイトや手配アプリの構築など、デジタル環境の整備にも取り組んでいます。

具体的には、昨年7月には、JR九州、九州産

交バス及び南阿蘇鉄道と連携し、阿蘇全域エリアまたは南阿蘇エリアで鉄道や路線バスが24時間乗り放題となるデジタルチケット、あそ旅のレールバスを開発しました。これにより、スマートフォンのチケット画面を見せるだけで、例えば、熊本駅からＪＲやバスを利用し、草千里や阿蘇神社を観光し、内牧温泉や黒川温泉まで行くことが可能となりました。

また、本日から、阿蘇全域エリアにおいて、スマートフォンでタクシーのウェブ手配とキャッシュレス決済ができる阿蘇らくらくWebタクシーの実証事業を開始しました。

県としては、こうした実証事業を進めながら、交通事業者等と連携、協力して、阿蘇地域の観光客の移動手段の利便性と満足度の向上につなげるとともに、その成果を他の地域にも広げられるよう、しっかりと取り組んでまいります。

〔河津修司君登壇〕

○河津修司君 今いろいろと実証事業をやっていることを紹介していただきました。

新しい試みとして、阿蘇らくらくWebタクシーの実証事業を今日から始めたということですが、阿蘇で新しい試みをしていただくことは大変ありがたいことと受け止めます。移動がスムーズにできれば、お客様は大変喜ぶことだと思います。さらに、スマートフォンを使っただけの待ち時間がなくなるよう、お店や入浴施設の混雑状況が分かれば、お客さんもありがたいと思うだろうと思いますし、そういったこともできないか、今後検討をお願いしたいと思います。

続きまして、2番目の質問に移ります。

熊本地震発災から早くも8年が経過しようとしています。阿蘇地域も甚大な被害を受けましたが、知事が提唱された復旧、復興の3原則、被害に遭われた方の痛みを最小化する、単に元あった

姿に戻すだけではなく、創造的な復興を目指す、復旧、復興を熊本のさらなる発展につなげるを旗印に、復旧、復興に向け、着実に歩みを進めていただきました。ここに、改めて感謝申し上げます。

熊本地震からの農地、農業用施設の復旧工事も、いよいよ最終盤を迎えています。復旧、復興の総仕上げに向けた現在の状況につきまして、大切畑ダムの復旧工事と立野地区の圃場整備の状況をそれぞれお尋ねします。

まず、大切畑ダムについてです。

西原村をはじめ、益城町や菊陽町の605ヘクタールの農地へ安定的に農業用水を供給し、食料の安全保障に寄与するためには、大切畑ダムの復旧は必要不可欠なものです。

被災直後のダム周辺の様子を目の当たりにしたとき、地震の怖さを実感しました。その後、ダム内に活断層が通っていることが判明し、ダムの復旧計画の立案に当たっては、困難を極めたと聞いていましたが、令和元年にダム本体工事が着手され、これまでにダムの敷地の掘削や仮締切り堤などが行われ、ようやくダムの本体堤防の盛り立てが本格化されました。昨年10月には、定礎式が開催され、私自身、関係者の一人として安堵しているところです。

大切畑ダムの供用再開を待ちわびる地域の声に一日も早く応えられるよう、今後の復旧工事が順調に進むことを切に願っています。

次に、立野地区の圃場整備についてです。

皆様御承知のとおり、熊本地震では、南阿蘇村の立野地区も、山腹崩壊やＪＲ豊肥本線の被災など、甚大な被害を受けました。農業分野でも、立野幹線用水路が被災し、その受益農地では、耕作放棄地の拡大や農業者の減少など、将来の農業集落の継続、維持が難しい状況となりました。

そのため、地域の中心となる農家の思いを受け、まずは、立野幹線用水路の災害復旧工事を進め、さらには、将来の営農を見据えて、農作業の効率化や生産性の向上を図るため、農地の圃場整備に取り組むこととなったと承知しております。

現在までに立野幹線用水路の復旧が完了したと聞いておりますが、圃場整備の一日でも早い完成が望まれています。

そこで、大切畑ダムの復旧工事と立野地区の圃場整備の進捗状況と今後の見通しについて、農林水産部長にお尋ねします。

〔農林水産部長千田真寿君登壇〕

○農林水産部長(千田真寿君) 熊本地震からの復旧、復興において、農林水産部では、蒲島知事のリーダーシップの下、営農再開100%を目標に掲げるとともに、単なる原形復旧ではなく、併せて区画拡大や農地の集積を行うなど、未来につながる創造的復興に取り組んでまいりました。

乙ヶ瀬地区等でのこれらの取組は、大規模災害からの復旧、復興のモデルとなっています。残す復旧工事は、大切畑ダムのみとなりました。

大切畑ダムについては、旧ダムの下を通っていた活断層を避けるため、堤体を上流側に237メートル移動させる計画とし、平成30年度に工事に着手しました。

ダム本体工事は、令和元年12月に着手し、これまで、ダムの敷地の掘削や本体堤防工事のための仮締切り堤の築造を実施してきました。

当初想定できなかった湧水の発生や硬い岩盤の出現などにより、工法の変更や工程の見直しを余儀なくされましたが、昨年5月に本体堤防の盛り立てに着手し、10月に定礎式を開催することができました。本年1月末時点で、ダム本体工事の進捗率は53%です。

今後は、ダムの本体堤防の盛り立てと併せ、取

水施設や放流施設の施工を進め、令和8年度の水稲の作付に間に合うよう供用を開始する予定です。

次に、立野地区の圃場整備についてお答えします。

県では、地元の御要望を踏まえ、被災直後から集落単位での話し合いを重ねてまいりました。

その結果、創造的復興の取組として、将来の営農を見据え、農地の区画を拡大し、担い手農家へ8割を集積する事業計画を策定し、令和4年度に26ヘクタールの圃場整備に着手しました。

同年度中に、換地委員や農家の方々と意見交換を行いながら、換地の原案作成や実施設計を完了し、令和5年度から、馬立工区の2.4ヘクタールの工事に着手したところです。

残りの23.6ヘクタールについても、令和10年度の事業完了に向け、順次工事を進める計画です。

10年先、20年先の農家の皆様に、圃場整備を実施してよかったと思っていただけるよう、復旧、復興の総仕上げとして、しっかり取り組んでまいります。

〔河津修司君登壇〕

○河津修司君 丁寧な説明ありがとうございます。

大切畑ダムも、立野地区の農地整備につきましても、地元の農家の人たちは首を長くして待っていますので、一日も早い完成を目指して頑張ってください。

次の質問に移らせていただきます。

森林環境税の導入に伴う今後の課題についてお聞きします。

森林整備の安定的継続は、温室効果ガスの削減、自然災害の防止、水資源の涵養など、森林の持つ本来の機能を高めることを通じて、私たちの暮らしを支えていくこととなります。

具体的には、山間部における森林整備や植林の計画的実施、林業の担い手育成による林業経営の承継等により美しい山里が維持されることで、森林のない平野部や都市部における住民の生活環境も改善されるという効果が生じることとなります。

このため、森林整備に伴う生活環境の改善といった公益を、国民が一定程度平等に負担する目的で、令和6年6月から、年間1,000円の森林環境税が個人住民税と併せて徴収されることとなっています。

阿蘇の小国郷のみでなく、豊かな山林資源とともに集落が営まれ、人々が暮らしを育んできた地域は、県内に幾つもあります。森林環境税の導入に伴い、こうした山里の営みが、都市部の暮らしにもいい影響を与えているという共通理解が国民全体の中に浸透していくことを、小国郷で生まれ育った私としましても、切に願っているところです。

森林環境税の税収は、一旦国の特別会計に繰り入れられた後、森林環境譲与税として、市町村による森林整備等の財源として、国から、市町村と都道府県に対して、私有林人工林面積、林業就業者数及び人口など、客観的な基準を用いて按分し、交付されます。

森林環境税を財源とした具体的な取組としては、森林整備はもとより、林業に関わる人材の育成や県産木材の利用、普及啓発など、多岐の事業にわたります。

中山間地域に位置する自治体としては、森林整備に係るコストを、森林環境譲与税という安定的な財源交付により手当てしていただけるという大きなメリットがあります。

しかし、一方で課題もあります。森林環境税の税収を国が県や市町村に交付する際の算定の考え

方としては、森林面積の割合も考慮されているものの、人口割に基づく交付も考慮されているため、結果として、どうしても人口の割合が多い自治体に財源が交付される面が否めない状況です。

森林面積の多い自治体は、過疎地域であり、中山間地域であつたりするため、交付算定として人口割を考慮する以上に、森林面積割を重点的に考慮する手法によらなければ、交付額の偏在は是正されないことになります。

昨年6月議会におきまして、森林環境譲与税等の森林整備に必要な予算の確保を求める意見書を可決していただき、森林を多く有する市町村が、必要な森林整備をより一層推進することができるよう、重点配分を含め、森林整備に必要な予算を確保することを要望する意見書を、本県議会からも国に提出しています。

ここまで申し上げましたとおり、森林環境の整備は、多くの場合、人口の少ない地域が辛うじてその役割を担いながら維持されているという現状を踏まえ、森林環境譲与税の交付額算定の考え方については、今以上に是正すべき点があるのではないかと考えます。

来年度から始まる森林環境税の導入に伴い、森林環境譲与税の国の交付額算定基準の見直しが行われることについてどのような認識を持っておられるのか、また、これを財源とした森林整備に向けた市町村の様々な取組を今後どのように支援していくのか、県としての考え方をそれぞれ農林水産部長にお尋ねします。

〔農林水産部長千田真寿君登壇〕

○農林水産部長（千田真寿君） 森林の有する公益的機能は、地球温暖化防止や国土の保全、水源の涵養等、山村地域のみならず、都市部の住民も含め、国民に広く恩恵を与えるものです。適切な森林の管理は、我が国の国土や国民の生命、財産を

守ることにつながると認識しています。

このような中、我が国の温室効果ガス排出削減目標の達成や災害防止を図るための森林整備等に必要な地方財源を安定的に確保する観点から、平成31年3月に、森林環境税とその税収を都道府県及び市町村に譲与する森林環境譲与税が創設されました。

令和元年度からは、森林環境譲与税の配分が開始され、全国の市町村において、管理の行き届いていない私有林の整備を行う森林経営管理制度をはじめとした様々な取組が進みつつあります。

しかし、私有の人工林を多く抱える市町村において、所有者の不明な森林の存在、境界の未確定、担い手の不足、造林地における鹿被害等の問題があり、これらに行政として取り組むに当たって、想定以上の経費がかかっています。

昨年12月に閣議決定された政府の令和6年度税制改正の大綱では、森林環境譲与税の譲与基準について、これまでの譲与税の活用実績等を踏まえて、私有の人工林面積の割合を100分の50から55へ引き上げるよう見直すことが明記されました。

また、来年度から、森林環境譲与税の総額も引き上げられるため、私有の人工林が多い市町村へより多くの額が譲与されることとなり、譲与額が減る市町村もない見込みです。

このため、譲与税を活用し、山村地域の市町村においては、森林の整備により一層取り組むとともに、都市部の市町村においても、木材の利用や普及などに積極的に取り組むことによって、切って、使って、植えて、育てるという森林資源の循環利用を加速させていきたいと考えています。

県としては、来年度からの譲与税の増額を踏まえ、林業普及指導員が1月から各市町村を回り、譲与税の有効活用についての働きかけを行っているところです。

今後も引き続き、個々の市町村の実情や課題を把握した上で、森林経営管理制度サポートセンターを通じ、市町村による森林整備を支援するとともに、税事業の効果的な発信を働きかけるなど、市町村に寄り添ってしっかりと取り組んでまいります。

〔河津修司君登壇〕

○河津修司君 答弁ありがとうございました。

人工林面積の交付額の割合は、100分の50から55に増えたということで、本当によかったと思っておりますが、林業の仕事に使うべき機械は高額ですから、森林環境税の一部でも使って補助等はいできないかを今後検討していただきたいと思っております。

続きまして、中山間地域における集落の維持対策について質問します。

中山間地域における集落の維持は、森林整備による防災、減災や棚田等の農村景観の維持による地下水涵養機能の保全など、都市部など人口が集中している地域の安全、安心な暮らしを保障するためにも、必要不可欠なものであると考えています。

我が国全体が人口減少社会となっている状況を踏まえ、今後、中山間地域の集落を維持していくためには、婚活や少子化対策による人口増に期待するのみでなく、ワーケーションや民泊、農村体験型旅行の企画など、関係人口の創出にも力を入れていく必要があります。

県としても、人口減少対策、少子化対策など、様々な観点から取組を進めていただいているところと承知しております。

そのような中で、令和2年の国勢調査による人口減少率を見ますと、平成17年から令和2年の15年間において、県全体では5.6%減少しているのに対して、中山間地域等の市町村においては、約

11.2%と約2倍のスピードで進んでおり、このままの状況が続けば、中山間地域では、集落そのものが衰退していくものと懸念しています。

令和4年度に、農林水産省は、中山間地域における持続可能な地域づくりを目指す対策として、農村資源を活用した小さな拠点の形成を図る農村型地域運営組織、いわゆる農村RMO形成推進事業を創設しました。

この農村RMOとは、リージョン・マネジメント・オーガニゼーションの略で、複数の集落の機能を補完して、農地保全活動や農業を核とした経済活動と併せて、生活支援等地域コミュニティの維持に資する取組を行う組織のことを指します。

集落において、総戸数が9戸以下になると、単独では、農用地等の維持管理や農業生産活動が急激に低下するとともに、買物や子育てをはじめとした生活支援などの機能も失われると農林水産省は提言しています。

農村RMOは、単独の集落では活力が乏しく活動できないが、複数の集落が連携し、支え合うことによって、地域の農業と暮らしの維持につながります。また、本事業に取り組むことにより、地域住民が互いに話し合い、集落を今後どのように維持していくのかなど、膝突き詰めて語り合うことは大変貴重なことであり、集落の将来にとってもいい機会となり、県としても進めていく必要があるのではないのでしょうか。

そこで、農村型地域営農組織、農村RMO形成推進事業につきまして、本県におきましては、これまでどのような取組事例があるのか、また、今後どのように事業を推進されるのか、農林水産部長にお尋ねします。

〔農林水産部長千田真寿君登壇〕

○農林水産部長(千田真寿君) 蒲島県政では、中

山間地域対策を重点施策に位置づけ、里モンプロジェクトにより、住民主体の活動の芽吹きを後押ししてきました。

また、全国に先駆けて、中山間農業モデル地区やスーパー中山間地域の創生に取り組み、特産品のブランド化による所得増加や農業・農村体験による交流人口の拡大など、農業を柱とした魅力と活力あふれる農村づくりに努めてまいりました。

一方で、中山間地域は、過疎化、高齢化の進行が著しく、今年度県で実施した中山間地域等直接支払制度の対象である集落や関係市町村へのアンケート調査では、共同活動の減少や将来的なリーダー不在のおそれがある集落の増加など、改めて集落の維持が困難となりつつあることが明らかになりました。

このため、地域コミュニティの維持など、集落機能を補完する農村RMOの取組は、これからの中山間地域にとって重要と考えています。

県内では、国の事業採択を受け、今年度から、山鹿市と球磨村の2地域において取組が始まっています。

山鹿市番所地域では、若手住民や移住者等で構成する菊鹿さきもり隊が主体となり、集落や社会福祉協議会等と連携して、休耕田での米作りの再開や棚田を活用した観光プログラムの開発、高齢者の生活支援などによる将来ビジョンの策定が進められています。

また、球磨村一勝地地域では、地元の体験交流施設や商工会等で構成するくまむら地域再生協議会が主体となり、棚田保存会や地域営農組織等と連携して、デジタル技術を活用した鳥獣対策や棚田米のブランド化、買物支援などによる将来ビジョンの策定に取り組んでいます。

このように、農村RMOの形成には、複数の集落がまとまることと、農業に限らず、地域振興や

観光、福祉など様々な分野の人材が関わる必要があります。加えて、地域の実情に応じた将来ビジョンを定めていく上でも、地域の実態を把握している市町村の関与が重要となってきます。

このため、まずは、市町村に対し、農村RMOを理解していただくために、事業の目的や制度の内容について研修を行っているところです。

また、取り組む組織に対しては、先進地の事例や活用できる補助事業の情報を提供するとともに、庁内関係課で構成する中山間地域農業支援プロジェクトチームによる伴走型のきめ細やかな支援を行っていきます。

今後とも、農村RMOの取組を核として、農業や観光、福祉等との連携による元気で豊かな中山間地域の創生に取り組んでまいります。

〔河津修司君登壇〕

○河津修司君 蒲島県政では、様々な中山間地対策を行っていただきました。それでも人口減少に歯止めがかからないところもあります。この農村RMOで、広域的に、総合的に取り組むことで、成果が上がり、中山間地域の人口減少に歯止めがかかることを期待しております。よろしくお願いいたします。

次の質問に入ります。

阿蘇地域における草原の維持対策についてお聞きます。

阿蘇の世界文化遺産登録に向けまして、これまでも様々なアプローチで県として取り組んでいただいておりますことに、まずもって感謝申し上げます。しかしながら、世界遺産暫定リスト入りへのハードルは険しく、今も厳しい状況の中で関係者の努力が続けられています。

阿蘇の世界文化遺産登録のためには、世界文化遺産としての価値を内外に強く発信することが重要であることは論をまちません。

1,000年以上にわたって豊かな草原を維持してきたことへの価値やこれから1,000年先までも草原が守られていくことの重要性が、世界文化遺産登録に関わる関係者の方々に深く御認識いただけるような取組が今後必要であると考えます。

阿蘇の広大な草原は、豊かな水資源の涵養にも役立っていると思いますが、昨年12月議会におきまして、阿蘇市選出の岩本議員が、白川の水源である阿蘇地域における水田涵養が、熊本地域の地下水保全にも大きな役割を果たしているとの立場で質問をされました。

これに対して、環境生活部長からは、阿蘇地域の地下水、湧水の保全の重要性については十分に御認識をいただいたのですが、阿蘇地域は、白川を介して熊本周辺地域と密接な関連を持つものの、地下水脈において関連性が低いため、県の地下水涵養指針に係る重点地域にはならないとの見解でした。

阿蘇地域における水田湛水による地下水保全効果を、白川の地下水脈とは関係性がないとの学説に基づいて否定されたことは、私としては非常に残念な思いを持ちました。

学説につきましても、阿蘇地域と白川の地下水脈との関係を肯定しているものもあると思いますし、県の地下水涵養指針に係る重点地域または重点地域に準じた地域に阿蘇地域も含めることについて、もう一度御検討をお願いしたいと考えているところです。

さて、阿蘇の草原につきましても事情は同じで、豊かな草原の維持による地下水保全効果は十分にあるものと私は考えています。

令和4年12月議会におきまして、私は、草原維持の取組に関して3つの課題を指摘させていただきました。1点目は、万が一火災が発生した場合の損害賠償に備え、保険の商品開発を国とともに

保険会社へ強力に働きかけるなど、牧野組合が安心して野焼きを行うことができる環境を整える必要があること、2点目は、野焼きの延焼による火災を未然に防止するため、草原内に点在する保安林において、国立公園の公園事業として実施する防火帯の設置や樹林帯の伐採等に限って保安林の一部解除の検討が必要であること、3点目は、より効果的な延焼防止策として、恒久防火帯の整備等の支援強化が必要であること、以上3点について取組を尋ねたところです。

その後、すぐに県と環境省で保険会社に働きかけて、野焼き保険とも言うべき制度をつくっていただき、また、保安林も一部解除していただきました。市町村や牧野組合の人たちは大変喜んでおります。ありがとうございました。

草原の維持には、1,000年続いた野焼きの文化を継承していくための人材確保が欠かせません。そのためには、若手の担い手を育成するために、より安全な野焼きの環境を整備しておくことが重要になります。

野焼きの担い手の高齢化、集落の人口減少、ボランティア参加の伸び悩みなど、野焼き文化の継承と存続を危惧する声は、地元でも大きくなってきています。

阿蘇を世界文化遺産として登録し、1,000年の草原を、世界にとってかけがえのない悠久の資産として守り抜いていくための野焼き文化の存続に向けたこれまでの取組と今後の方向性について、企画振興部長にお尋ねします。

〔企画振興部長富永隼行君登壇〕

○企画振興部長(富永隼行君) 日本一の面積を誇る阿蘇の草原は、放牧や野焼きなど、1,000年以上にわたる人々の営みによって育まれた、水源涵養等の多面的機能を持つ熊本の財産であり、世界文化遺産として未来へ引き継がれるべき人類共通

の宝であると認識しております。

人口減少や高齢化の進行に伴う担い手不足や農畜産業の形態の変化などを背景として、将来的な草原面積の減少が懸念される中、県では、公益財団法人阿蘇グリーンストックと連携し、野焼き継続、再開の支援等に取り組んでまいりました。

平成25年度からは、野焼きの担い手である牧野組合にボランティアを派遣し、野焼きの再開支援を行っており、これまでに、16牧野、419ヘクタールで野焼きが再開されました。

平成26年度からは、野焼きの後継者育成に取り組んでおり、40か所の牧野組合で193人の後継者を育成しております。

議員御紹介の野焼きに係る賠償責任保険につきましては、昨年2月、三井住友海上火災保険株式会社により新たな商品が創設され、阿蘇地域で行われる全ての野焼きが保険でカバーされることとなりました。

野焼き作業の省力化につながる保安林解除につきましては、市町村の意向を踏まえつつ、国との調整を行い、昨年12月、南阿蘇村において、国立公園内の公園事業として県内で初となる保安林の解除が実現しました。

恒久防火帯の整備につきましては、国に対して国立公園内での必要な予算の確保などを要望しており、その予算は増加傾向にあります。

また、今年度は、従来の取組に加え、阿蘇グリーンストックによるホームページのリニューアルやLINEアプリを活用したボランティア登録者向けの情報共有の仕組みづくり、野焼き支援ボランティアに対する燃えにくい作業服の貸与などの受入れ体制の整備などを支援し、情報発信強化と安全性向上を通じたボランティア人材のさらなる確保にも取り組んでおります。

今後は、国や市町村、阿蘇グリーンストックと

連携し、草原維持のための人材や資金の確保に向けて、水源涵養や地球温暖化防止等の阿蘇が持つ優れた機能や草原で育まれるあか牛の魅力等を効果的、戦略的に情報発信するとともに、引き続き、野焼き継続、再開の支援や後継者育成等に取り組んでまいります。

〔河津修司君登壇〕

○河津修司君 答弁ありがとうございました。

資金の確保に向けて努力していただくということで、昨日の新聞に、地元の高森町や南阿蘇村が支援して、今年の夏から、白川の水量を維持するための補助金を出して水田湛水を実施することが載っておりましたが、そういったことで、草原も同じなんです、水資源の涵養は、草原も、また水田も持っておりますので、草原を維持し、水資源を確保し、景観を守るために、阿蘇の市町村や牧野組合や農家は大変努力をしております。そういった点からも、県からもさらなる支援をしていただければというふうに思っておりますが、草原の維持や水資源の確保のための基金の造成などを考えていただけると幸いです。よろしく検討をお願いします。

最後になりましたが、この後知事に対する質問をさせていただきますが、時間をたっぷり取っておりますので、十分に答えていただければと思っております。

蒲島知事16年間の総括と若者へのメッセージについてお聞きします。

蒲島知事は、さきの12月県議会において、前川収議員の質問に対し、この3月の知事選には出馬されないことを表明されました。

昨年11月に自民党が行った世論調査での知事の支持率は76%で、任期4期目の終盤での支持率としては驚異的な高い数字にもかかわらず、辞められることは残念でなりません。

若いときのJA職員としての勤務や派米農業研修生の経験、さらには、アメリカの大学で畜産学や農業経済学を学ぶなどの経験から、知事は、農業への造詣も深く、環境に優しい農業やスマート農業などに積極的に取り組み、時代の変化に対応した持続可能な稼げる農業の実現を目指してこられました。

知事は、子供のときから、阿蘇山の麓で牧場主になるとの夢を持っておられたということですが、我々としては大変心強いことです。阿蘇地域には特別な思い入れを持って、阿蘇の農業振興に御尽力を賜っておりました。ありがとうございました。

そういったこともあり、私が蒲島知事と初めてお近くで対面したのは、11年前に阿蘇が世界農業遺産に登録されるときでした。場所は、今回地震の被害が大きかった石川県七尾市でした。勝負服の白いスーツ姿の蒲島知事が颯爽と登壇し、阿蘇の草原の維持と持続的農業について、英語でとうとうと語られました。そのおかげで新たな世界農業遺産として認定されたわけですが、そのときの知事は、今と同様に、大変輝いておられました。

振り返ってみますと、蒲島知事は、平成20年に、戦後7代目の熊本県知事として就任されましたが、その頃の熊本県は大変な財政難で、自らの給与を100万円カットするなどして財政難を克服されました。

この年の6月には、八代・球磨地方の豪雨災害を皮切りに、2期目以降、各任期の1年目に大規模災害に見舞われてきました。2012年7月、熊本広域大水害、16年4月、熊本地震、そして、20年7月には、令和2年7月豪雨災害が発生しています。その上、新型コロナウイルス感染症拡大による経済停滞まで起きてしまいました。

温暖化による異常気象や地殻変動、環境の著し

い変化で相次いで発生する災害に、知事は、被災者に寄り添うことや創造的復興を果たすことを宣言され、自ら被災地へ赴き、被災地を歩き、被災した地域の現状を見て、被災者の声を聞かれました。

特に、平成24年7月に、阿蘇地域を襲い、25名もの死者、行方不明者を出す水害となった熊本広域大水害の際には、時を移さず、防災服の蒲島知事が被災地を視察され、被災された方々を励まされました。

そして、3期目就任後に発生した平成28年熊本地震では、甚大な被害となった南阿蘇村や西原村を視察され、また、被災者への温かいお声かけもされて、復旧、復興に向けた迅速かつ具体的な指示を出していただきました。

私自身は、町村行政に携わったこともあり、地震や豪雨等の災害で被災した皆様の御心痛や復興への長い道程を思うとき、被災した方々へ寄り添い、復興に向け、被災された方々とともに泣き、共に働くことを職務として熟知し、そのように心がけていたつもりでした。

しかしながら、被災された方々に寄り添い、原状回復ではない、被災をばねにして新しい未来を切り開く創造的復興に向けて、知事が自ら先頭に立って、県庁職員を導きながら、県民とともに歩まれたことに深い感銘を覚えますとともに、改めて深く感謝を申し上げます。

また、復興に当たっては、熊本県選出の国会議員とともに、チーム熊本としてその先頭に立ち、国の各省庁のみならず、民間企業にも働きかけ、創造的復興へ尽力されました。

知事の功績を挙げれば枚挙にいとまがありませんが、偉大な知事と県政の場でほんの少しでも御一緒できたことをうれしく思っております。

この16年間の熊本県は、自然災害の連続で、県

政のかじ取りをされる蒲島知事には、心休まる日はなかったのではないのでしょうか。改めて、御慰労申し上げます。本当にありがとうございます。

知事は、次期知事選には出馬しないことを既に表明されていますが、この機会に、特に阿蘇地域における蒲島県政16年間の軌跡について、自らはどのように総括されているのかをお尋ねいたします。

また、人生は可能性の芸術であるとの信念に従い、これまで様々な挫折を乗り越えられた御自身の経験も踏まえ、明日の熊本を担う若い世代に対して、伝え残したいメッセージをぜひ御披露願います。

〔知事蒲島郁夫君登壇〕

○知事(蒲島郁夫君) まず、阿蘇地域における蒲島県政16年間の総括についてお答えします。

私は、少年時代、ふるさと鹿本町の一本松の下で、遠く阿蘇の噴煙を望みながら、将来への夢をはせる日々を送っていました。そして、議員御紹介のとおり、21歳のとき、雄大な阿蘇の草原で牧場主になりたいと思い、農業研修生としてアメリカに渡りました。

その経験から、私は、阿蘇に格別な思いを持っています。そして、蒲島県政の中でも、阿蘇地域では様々な出来事がありました。

議員御紹介のとおり、阿蘇地域は、これまで多くの災害に見舞われてきました。

まず、平成24年7月には、熊本広域大水害が発生いたしました。知事に就任して初めて直面したこの大災害において、私は、発災直後に、復旧、復興の3原則をお示しいたしました。1つ目は、被災された方々の痛みを最小化すること、2つ目は、単に元にあった姿に戻すだけではなく、創造的な復興を目指すこと、3つ目が、復旧、復興を

熊本のさらなる発展につなげることで、この3原則です。

この3原則の下、私は、水害からの創造的復興に向け、全力を尽くしました。そして、この3原則は、その後も私の変わらぬ災害対応の3原則となっています。

また、被災者の痛みの最小化に向けた木造仮設住宅の建設など、その後の災害でも活用される施策がこのときに生まれました。中九州横断道路の一部である滝室坂道路も、この水害を契機に事業化されました。

そして、チーム熊本として、被災地の創造的復興を目指す体制は、その後の災害でも生かされています。

このように、熊本広域大水害の経験は、その後の本県の災害対応の在り方を形づくる大きな契機になりました。

そして、その4年後には、熊本地震が阿蘇地域を襲いました。私は、このときも、さきに述べた復旧、復興の3原則を発災直後に掲げ、地震からの創造的復興に向け、全力を尽くしてまいりました。

国や関係する皆様の多大なる御尽力の下、阿蘇へのアクセスルートは、異例のスピードで回復いたしました。

昨年には、3月に、阿蘇くまもと空港の新旅客ターミナルビルが開業し、7月には、南阿蘇鉄道の全線復旧に加え、地震の経験や記憶を後世に伝える体験・展示型施設K I O K Uもオープンしました。このK I O K Uには、昨年末までに、県内外から3万6,000人もの方々にお越しいただいております。

それから、先ほど紹介しました阿蘇くまもと空港の新ターミナルビルについては、植木JAL会長が私におっしゃったのは、世界中の空港を見た

けれども、これほどよくできている空港はほかにありません、それを聞いて、大変誇りに思いました。

さらに、昨年6月には、滝室坂トンネルが貫通するなど、中九州横断道路の整備も着実に進んでいます。

このように、阿蘇地域では、チーム熊本の力もあり、熊本地震からの創造的復興が目に見える形で着実に進んでいます。

また、議員御紹介のとおり、平成25年5月に、阿蘇地域は、世界農業遺産に認定されました。これは、農家の方々にとっても、県民の皆様にとっても誇りとなり、大きな夢を与えてくれました。

いにしえから受け継がれてきた阿蘇の景観と文化は、本県が世界に誇る貴重な宝であり、守るべき人類的な資産であります。

県では、さらに、世界文化遺産登録を目標に掲げ、これまでも、重要な構成資産である阿蘇の草原の維持、再生などを、住民の方々と、そして県民の方々、それから全国からのボランティアの方々と進めてまいりました。

引き続き、国の世界遺産暫定一覧表入りを目指し、地元市町村と一体となって、価値のさらなる整理や資産候補地の法的保護などの取組を続けてまいりたいと思います。

さらに、教育面では、昨年4月、県立高森高校に、公立では全国初となるマンガ学科が創設されました。これは、地元自治体や企業と連携した地域や生徒のニーズに応える学びの導入であり、次世代を担う人材の育成に向けた大きな意義を有する取組であったと考えています。

時間の限りもあり、全てを述べることはできませんが、蒲島県政の中では、阿蘇地域においても、このように様々な取組を進めてまいりました。

このような取組を許してくださった議会の皆様、そして、住民の皆様、県民の皆様、そして、今日は十分に私が答弁できるような時間を取ってくださった同僚の皆様、どうもありがとうございます。

最後に、私の若者へのメッセージについてお答えして終わりたいと思います。

私の原動力は、夢を持ち続けることにあります。私は、鹿本高校でびり、その後、農業研修生としてアメリカに渡り、その後、ネブラスカ大学で学び、そしてハーバード大学で学び、そして東大法学部で政治学を教え、知事になることができましたのも、私は夢を持ち続けたからこそだと思っています。

その経験から、未来ある方々に、3つのメッセージを送りたいと思います。

第1のメッセージは、逆境の中にこそ夢があるということです。

思えば、私は、村一番貧乏なうちに生まれ、そして、小中高と落ちこぼれで、農協の職員となり、しかし、夢を持ってアメリカに農業研修生として進みました。その夢は、阿蘇が与えてくれた牧場主であります。その夢がなかったら、多分農業研修生として渡米することはなかったと思います。

思えば、私の人生には多くの逆境がありました。私は、人生の可能性は無限大と思っています。夢を持って努力すれば、不可能と思われることも可能となる、不可能を可能に、それが私は人生であり、不可能を可能に政治であると思っています。そして、この可能性は、今の状況が悪ければ悪いほど、達成した喜びが大きくなるのではないかと思います。

第2は、夢に向かって一歩踏み出すことが大事です。

私は、21歳のときに、アメリカに農業研修生として第一歩を踏み出しました。そして、ネブラスカ大学を卒業する前に、私の指導教官から、農学部で繁殖生理学、豚の精子の保存方法の研究をするために大学に行かないかと言われたときに、私は、ハーバード大学の政治学の博士コースに向かって一歩踏み出しました。

私は、そういう一歩踏み出したことがとても大事です。今の状況が悪くとも、悲観的にならず、それを乗り越えれば、その先にきっとよくなるという楽観性を持つことも重要ではないかと思います。

第3に、夢の実現のためには、周囲の期待値を超える、第一歩を踏み出したときに、120%の努力をすることが大事だと思います。

周囲の期待値を超えること、その努力をしていれば、必ず助けてくれる人がいます。未来ある若い方々が、それぞれの夢を実現し、くまモンのように、広い世界で思い切り活躍されることを心から期待しています。

○議長(淵上陽一君) 河津修司君。——残り時間が少なくなりましたので、発言を簡潔にお願いいたします。

〔河津修司君登壇〕

○河津修司君 知事にとりましては、短い時間で恐縮でしたが、すばらしい総括をしていただき、ありがとうございました。

若者に対するメッセージも、しっかりと若者も聞いたと思います。知事の任期の4月15日まで、あとちょうど2か月ですが、お体に十分注意をされて職務に励まれてください。

蒲島知事は、熊本県知事を辞められた後どうされるかは伺っておりませんが、先ほど述べられたように、若者が夢に向かって前向きに進めるよう教え、導いていただきますようお願い申し

上げ、終わります。（拍手）

○議長（淵上陽一君） この際、5分間休憩いたします。

午前11時1分休憩

午前11時11分開議

○議長（淵上陽一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

鎌田聡君。

〔鎌田聡君登壇〕（拍手）

○鎌田聡君 皆さん、おはようございます。立憲民主連合の鎌田聡です。

まずは、私からも、元旦に発災しました能登半島地震、たくさんの多くの方々が犠牲になりました。心から御冥福をお祈り申し上げますとともに、そして、被災された全ての皆様方に心からお見舞いを申し上げさせていただきたいと思ひます。

今なお懸命な復興、復旧に向けた関係者の御努力、熊本県からも数名職員も派遣をされております。全ての関係者の皆様方に心から敬意を表したいと思ひますし、私どもといたしましても、息の長い復旧、復興に向けた支援を続けてまいりたいというふうに思っております。

さて、いよいよ知事の残り任期まで2か月となりました。4期16年間、財政再建、熊本地震、豪雨災害、コロナなどの様々な困難の中で、幾多の逆境を乗り越えて、ポジティブに県政のかじ取りを行ってこられた蒲島知事に、心から敬意を表したいと思ひます。

蒲島知事の16年間の様々な御功績について、この場で称賛をしたいところですが、先ほどの時間で河津先生が十分に称賛をされましたので、褒められてばかりだと知事も気持ちが悪いのではと思ひますので、あえて私からは、蒲島県政で決して

よき流れとは言えない、残された課題の中から厳選した3点について質問をいたします。

まずは、「くまもと再発見の旅」不適切受給問題についてです。

この問題については、昨年10月に弁護士3人から成る第三者委員会を設置して調査が進められていますが、調査開始から既に4か月以上が経過しても、いまだに調査結果が示されません。なぜこのように調査に時間を要するのでしょうか。

知事は、この調査については、丁寧かつ迅速に進めるとこの議会でも答弁されていますが、丁寧にも度が過ぎます。早急に事実関係を明らかにして、適正な対応を行うべきです。

そこで質問ですが、現在の第三者委員会の調査状況と今後の対応について、知事の見解を求めます。

次に、川辺川ダム問題についてです。

知事就任直後、球磨川は宝と言って川辺川ダム計画を白紙撤回し、ダムによらない治水を極限まで追求すると言われましたが、10年が経過しても、ダムによらない治水は実行されませんでした。

そして、令和2年豪雨災害後に、流水型ダムの建設へと方針を変えられました。ここで言われたのが、環境に極限まで配慮した流水型ダムということでしたが、環境に極限まで配慮するための手法である環境アセスの手続の進め方については、極限までとは決して言えないものです。私は、これまでの質問で、環境アセスの進め方について改善を求めてきましたが、何の改善もされぬまま、今日まで進められています。

球磨川から八代海まで及ぶはずの環境への影響は、球磨村渡までしか影響なしとされていて、極限ではなくて渡までとなっていますし、昨年12月に開催された流水型ダムが環境に及ぼす影響を調

査、予測した準備レポートの住民説明会では、準備レポートは住民の意見を反映する最後の機会であったにもかかわらず、質問時間を制限し、途中で打ち切るというとても民主的とは言えない運営でありました。

知事は、年頭の会見で、時間的緊迫性を強調されて、賛否を保留している五木村、相良村からの同意を自分の任期中までに得たいと意欲を示されましたが、五木村は、環境アセスの結果を基に、村民の意見を踏まえて判断すると述べられています。このように、科学的に、民主的に、丁寧に判断しようとしている村の対応に尻をたたかのような言動は厳に慎むべきです。

また、流水型ダム建設に向けての住民参加は全く不十分です。これまで水害原因の共同検証を県と実施しようと呼びかけている住民団体の要望には全く応じていません。これこそ知事の任期中に行うべき取組だと考えます。

そのような取組が不足している中、県は、1月27日の熊日新聞の朝刊に、流水型ダムについての見開き全面広告を掲載されました。この広告料は約400万円だそうです。このような広告を県民の血税を使ってまでやることに對して、私は強く抗議をいたします。

そこで質問ですが、水害原因の住民団体との共同検証と、環境アセスにおいて住民意見を十分に反映させ、それに基づく知事意見を提出することについて、知事はどのようにお考えか、お尋ねをいたします。

次に、水俣病問題についてです。

水俣病は、公式確認から67年という長い年月が経過していますが、いまだに救済を求める人たちが後を絶たない現状にあります。

昨年9月27日、ノーモア・ミナマタ第2次近畿訴訟で、大阪地方裁判所は、原告128名全員を水

俣病として認め、全原告に1人当たり275万円を支払うよう命じる判決を下しました。

しかし、国、県、チッソは、非情にもこの判決を不服として控訴をしました。この原告の中には、85名の熊本県出身の方が含まれています。そのほかに、熊本地裁や東京地裁で救済を求める人たちもいます。原告の皆さんは、既に高齢化しています。今こそ、国、県で解決のテーブルをつくり、水俣病の早期解決を目指すべきです。

そこで質問ですが、水俣病で苦しむ高齢化した被害者と争うことはやめて、知事がリーダーシップを発揮して、和解のテーブルに着く気はないでしょうか。せめて知事の任期中に原告の皆さんとお会いして話を聞くことはできないか、お尋ねをいたします。

以上3点について、知事にお尋ねをいたします。

〔知事蒲島郁夫君登壇〕

○知事(蒲島郁夫君) 残された課題としてお尋ねのうち、まず、「くまもと再発見の旅」についてお答えします。

このことについては、皆さんも御存じのとおり、私は、この問題が表面化したときに、自ら、これについて原因を追求して、すぐやりたいということを記者の前で示しました。これに對して、通報者の方からは、その代理人の方からもそうですけれども、中立、公平に判断すべきだと。だから、知事とか県庁は動くべきではないと。

そこで、私は、その主張を最大限受け入れて、第三者による調査委員会において調査をお願いしました。そのとき私が言ったのは、これは第三者の方に全て任せようと。それが通報者の方々の意見であるし、多分あのときはメディアの方々も同じような意見だったと思います。それは、知事は信じられない、県庁は信じられない、そういう相

互不信の下で何かを決めることは、私はすべきではないと思いました。

そういう意味では、調査は、スケジュールを含め調査委員会に委ねており、現在のところ、調査内容やその公表時期などは示されていませんが、私自身は、高度な識見に基づくしっかりした調査、審査が行われているものと考えています。

そして、結果がまとまり次第、知事に報告がありますので、その結果を受けて、適切に対応してまいります。

次に、川辺川ダム問題についてお答えします。

まず、1点目の水害原因の住民団体との共同検証についてです。

令和2年7月豪雨による甚大な被害を目の当たりにし、私は、二度とこのような被害を生じさせはならないと固く決意いたしました。

そして、まず、国や流域市町村とともに、令和2年7月球磨川豪雨検証委員会を立ち上げました。

検証に際しては、国、県、流域市町村が保有するデータのみならず、民間が保有する写真や動画の収集、さらには市町村職員や地元住民への聞き取り調査も行うなど、情報収集に全力を尽くしてきました。

これらの情報を基に、委員会では、被害の状況、観測雨量、河川の観測水位、氾濫形態や初動対応などについて検証を行いました。また、球磨川本川だけでなく、県が管理する主要な支川についても検証しています。

このように、流域の安全に責任を持つ国、県、流域市町村が連携し、情報収集に全力を尽くした上で、科学的、客観的な検証を行いました。このため、これまでもお答えしてきたとおり、改めて検証を行うことは今考えておりません。

なお、流域の市町村長や住民を代表する方々の

参画の下、新たな流水型ダムが命と環境を守るものとして整備が進められているのか、それを確認する仕組みの会議で事業の方向性や進捗を確認しています。

議員御指摘の新聞広告は、私も出席した昨年12月開催の第2回目となる会議で、流域の皆様と確認した内容について、県民の皆様に周知するために行ったものです。

今後とも丁寧に確認を続けながら、様々な機会を捉え、県民の皆様に広く周知してまいりたいと思います。

次に、2点目の環境アセスメントにおいて住民意見を十分に反映させ、それに基づく知事意見を提出することについてお答えします。

新たな流水型ダムについては、現在、法と同等の環境アセスメントが適切に進められています。昨年11月には、環境影響に関する調査、予測、評価の結果と環境保全措置を取りまとめた準備レポートが国により公表されました。

環境アセスメントの手続においては、住民意見を聴く機会が設けられています。

まず、事業者である国において、環境影響評価法に準じて、準備レポートに対する住民からの一般意見の募集がなされました。その後、県に対しては、国が作成した一般意見の概要と意見に対する事業者の見解が送付されています。

これに加え、県では、環境影響評価条例に準じて、流域住民の皆様から直接意見を聴く公聴会を、3月4日に五木村、相良村、5日に人吉市、八代市中心部で開催いたします。公聴会で意見を述べるには、事前に申出をしていただく必要があります。現在、その募集を行っているところであります。

また、公聴会については、会場の収容能力と交通の便も考慮して開催場所を選び、公述人が意見

をしっかりと述べられるよう時間を確保することで、直接流域住民の皆様から御意見を伺いたいと考えています。

この法と同等の環境アセスメントは、私が国に求めて実施されているものであり、今回の準備レポートに対する知事意見は、事業者である国に対する県としての最後の手続となります。

新たな流水型ダムが、球磨川、川辺川の環境に極限まで配慮したものとなるよう、公聴会での公述人の意見、国から送付された一般意見の概要、そして、県の環境影響評価審査会、関係市町村長の意見などを踏まえて、私の任期中にしっかりと取りまとめてまいります。

次に、水俣病問題についてお答えします。

昨年9月、ノーモア・ミナマタ近畿訴訟の大阪地裁判決については、水俣病の罹患の考え方が、令和4年3月に最高裁で確定した判決などと大きく異なるものでした。

また、大阪地裁判決は、これまでの認定審査制度や特措法の救済枠組みを覆すものでもあり、水俣病行政の根幹に関わる問題であることから、上級審の判断を仰ぐ必要があると考え、控訴いたしました。

県としては、最高裁で確定した判決、具体的には、国の主張が認められた判断枠組み等に基づき、主張と立証を行ってまいります。

また、私との面会を求める声が上がっていることは承知していますが、訴訟が進行中であることから、担当課において丁寧に対応するよう指示しています。

水俣病は、私の政治の原点であります。知事就任直後から、特措法の成立に全力を傾け、私は、与野党の国会議員の先生方に、ロビー活動、それぞれに要請活動を行って、特措法の成立をずっと頑張ってきました。この特措法の成立が、ほ

ぼ全政党の賛成を得て成立し、本県だけでも3万7,000人、全国では5万5,000人を超える方々が救済されました。

公健法に基づく認定審査に関しても、平成25年の最高裁判決を最大限尊重し、申請者の個々の事情に丁寧に対応しながら、着実に進めてまいりました。

また、胎児性、小児性の患者の方々や御家族の希望を丁寧に酌み取り、日常生活を支援してきました。今定例会には、地域生活支援事業の自己負担軽減に係る予算も提案しています。

このように、私は、水俣病問題を県政の最重要課題と位置づけ、全身全霊で取り組んできました。与えられた任期の最後まで、水俣病問題の解決に向けて、全力で取り組んでまいります。

〔鎌田聡君登壇〕

○鎌田聡君 今答弁をいただきました。

不適切受給問題、あきれました。第三者委員会に委ねるということでございますけれども、公益通報者とその職場の同僚、そしてその上司、そしてまた、その上司に対して見直しを指示した県幹部と、この問題に関与した関係者は限られています。1か月もあれば分かるはずですが、調査に4か月以上も時間がかかることは、とても理解できません。もう調査結果を明らかにして、しかるべき対応を取る時期だと考えますが、何か知事選が終わるまで調査結果を出すことを先延ばししているのではないかと疑いたくもなります。

第三者委員会の運営には、これまた税金がかかっているんです。不適切受給で税金を使って、さらに第三者委員会にも税金を使う、もっとコスト感覚を持っていただきたいと思います。

県幹部が不適切受給の追跡調査を、もうよかろと見逃しを指示したとされていますが、この第三者委員会の調査こそ、もうよかろです。この問題

がこのまようやむやにされてしまうと、県民のために、県民に向き合って公正に仕事をしてきた県職員が、今後上司の顔色を見ながらしか仕事をしなくなってしまうのではないかと懸念をしております。

県への不信感を抱かせたこの問題については、知事は、第三者ではなくて最高責任者です。そのことを肝に銘じて、早急に調査結果を明らかにして、責任を持って厳正に対処されることを強く求めます。

川辺川ダム問題ですが、答弁で述べられましたように、これまでのアセス説明会で出された意見、そして今後開催されるアセスの公聴会で出される意見、そして先日開催された県の環境影響評価審査会で国交省の環境への影響は少ないとする環境影響評価準備レポートに対して懸念する審査会委員の意見など、その全ての意見を十分踏まえて、知事意見書を出されることを求めます。

そして、住民団体との共同検証については、これまで様々な項目について検証を行ってきたのでやらないとの答弁ですが、やってないから言っているわけです。住民団体は、人吉市内で不幸にも犠牲になられた方々は、球磨川本流からの氾濫ではなくて、支流からの氾濫との調査結果を出されています。そして、被害を拡大したと指摘されている瀬戸石ダムについては、全く触れられていません。被害を拡大したとされる原因について全く対処しない治水対策では、流域住民の命は守れません。

そもそも、流域治水の概念というのは、流域のあらゆる関係者が参加して対策を講じるというものです。緑の流域治水と言うのなら、もっと住民参加を進めるべきと指摘をさせていただきます。

そして、水俣病問題、答弁で、大阪地裁判決

は、令和4年3月の最高裁判決と大きく異なっていて、これまでの認定審査制度や特措法の救済枠組みを覆すもので、水俣病行政の根幹に関わる問題だから控訴したと述べられましたが、それは役人の論理です。知事は政治家です。和解に向けて政治決断を下してもらいたい。もう被害に苦しむ人たちと争い続けることをやめにしてもらいたいと思います。

知事は、水俣病問題は政治の原点と常々おっしゃっていますし、先ほどもおっしゃいました。でも、このような対応を続ければ、それこそ原点はプラス・マイナスのマイナスのほうの減点となります。せめて原告とお会いして話を聞くことだけでもやってもらいたいと思います。

知事の任期は残り2か月。期間は短いけれども、やろうと思えばできないことはありません。残された課題にしっかり向き合って、16年間の蒲島県政が、誰もがよき流れと言えるように対応されることを強く求めまして、次の質問に移ります。

空港アクセス鉄道の速達性と定時性についてです。

空港アクセス鉄道事業につきましては、現在、ルートや事業費の詳細な調査が行われていますが、現在の物価高の状況で、410億円とされている事業費がさらに膨らむことが十分に考えられます。そのような状況も踏まえて、さらなる県民負担の増加が懸念されるこの事業の見直しについては、新しい知事の判断に委ねたいと思いますが、今回は、鉄道のメリットとして強調されています。定時性と速達性についてお尋ねをいたします。

元旦の熊日新聞に掲載されたのが「空港鉄道に中間駅」という見出しです。肥後大津駅から空港までのエリアに商業施設と宅地開発を大津町が計画をしていて、そこに中間駅を設置するとの

内容です。

この構想は、鉄道利用客を増やす効果はありますが、空港アクセス鉄道の売りであった空港までの速達性が課題となってきます。既に三里木と原水駅の間に新駅を設置することが決まっていますので、この新駅と肥後大津から空港までの中間駅の2つの駅が設置されれば、駅の停車時間と、そして駅の前後では必ず減速運転をしますので、これまでの試算として出されているJR熊本駅から熊本空港までの所要時間44分は、4～5分程度延びるのではないのでしょうか。

そこで質問ですが、新駅、中間駅設置による所要時間への影響についてどのように考えておられるのか、お尋ねをいたします。

次に、定時性という点でお尋ねしますが、鉄道利用には、事故や災害による急な運休や遅延というリスクがあります。豊肥本線は単線でもあり、高架化もされておられませんので、ほかの鉄道と比べて、比較的に事故や災害での運休が多いのではないのでしょうか。あらかじめ分かっているトラブルならばよいのですが、ほとんどが突然の事故などの運休であり、その場で電車を止められたら、空港まで行くときに、その後どのように移動するのか、その辺りのリスクも考えておく必要があると思います。

そこでお尋ねですが、豊肥本線の熊本県内区間の運休日数は年間でどのくらいなのか、急な運休の際の対応についてどのように考えているのか、先ほどの質問と併せまして、企画振興部長にお尋ねをいたします。

〔企画振興部長富永隼行君登壇〕

○企画振興部長(富永隼行君) まず、新駅、中間駅設置による所要時間への影響についてお答えいたします。

新たな駅の設置は、利用者の利便性向上や需要

の増加につながり、空港アクセス鉄道にプラスの効果をもたらすと考えております。

一方で、議員御指摘のとおり、停車駅が増えることで、空港までの所要時間が増加することになります。現時点では、空港アクセス鉄道としての運行ダイヤの検討を行っていないため、正確には分かりませんが、JR豊肥本線の運行ダイヤによれば、駅での停車時間は1分程度であることから、前後の減速、加速を考慮すると、数分程度増加することが想定されます。

今後、JR九州との協議を行う中で、設備改良や快速運行など速達性向上の可能性も視野に入れながら、総合的に検討してまいります。

次に、JR豊肥本線の熊本県内区間における年間の運休日数、急な運休時の対応についてお答えいたします。

現在、JR豊肥本線の熊本駅から肥後大津駅の間では、上下線合わせて約100本運行されています。そのうち、1日に1本でも運休が発生した日数は、令和4年度が26日、令和5年度が12月末現在で22日と聞いています。

運休が発生した区間は、全体の約6割が肥後大津駅から大分側の区間、約4割が熊本駅から肥後大津駅の区間であり、運休の理由としては、台風等の自然災害、踏切事故等の不可抗力によるものが約9割を占めています。

また、運休した場合、JR九州では、運転再開に向けて安全確保等の迅速な対応を取られるとともに、運賃、料金の払戻しや他の公共交通機関への案内といった対応を取られています。

空港アクセス鉄道において、仮に運休という不測の事態が起きても、利用者の皆様が代替手段の選択などを速やかに行えるよう、他の鉄道事業者の対応事例等を参考にしながら対応するものと考えています。

〔鎌田聡君登壇〕

○鎌田聡君 インスタを開きますと、県のアクセス鉄道のPR広告が流れています。そこで、くまモンが、熊本駅から空港までは、実際は44分なのに、四捨五入して約40分と言っています。これからは、このPR広告は、2つの新駅設置によって約50分ということになるわけですね。

空港までリムジンバスを利用すれば約60分ですので、さほど変わらない所要時間になります。そして、バスでの距離は約20キロですが、鉄道の距離は約30キロと10キロほど長くなります。この空港遠回り鉄道に多額の事業費をかけることの必要性を、もっと県民にしっかりと説明をしてもらいたいと思います。

そして、運休の際の対応についてですが、答弁された日数でいきますと、14～15日に1日は運休していることになります。決められた時間に到着することが求められる空港アクセス鉄道ですから、この運休の多さは気になるところです。JRと協議をして改善すべきことですが、町なかを通過する豊肥本線の事故を防ぐ安全対策にもやっぱり取り組むべきです。事故が多い区間の複線化や高架化への改善などですが、その取組を進めることによって、安全性にも加えまして、熊本市内の渋滞対策にもつながるわけです。

そして、環境問題。肥後大津から空港までの区間で大型の開発が進めば、さらなる農地の減少や地下水への影響など、新たな懸念も出てまいります。もう既定路線のように進めているこの空港アクセス鉄道について、必要性に疑問を持っている県民はかなり多いです。

今日取り上げた速達性や定時性の問題に加えて、これまで指摘してきた採算性や地下水など環境に与える影響への対応策をしっかりと示して、まずは県民の納得性を得ることに力を入れていただ

くことを強く求めまして、次の質問に移ります。

危険な踏切についてです。

危険な踏切とは、遮断機も警報機もない第4種踏切というもので、2021年11月時点で全国に約2,600か所残っていて、当時、総務省行政評価局は、危険なので解消するように国土交通省に勧告しました。踏切は全国に約3万3,000か所ありますが、現在は、その約7%に当たる約2,400か所が第4種踏切です。

この第4種踏切は、現在の技術基準に適合せず新設はできませんが、今ある箇所は経過措置で認められています。ちなみに、遮断機と警報機が設置してあるのが第1種踏切で、有人で遮断機を下ろしているのが第2種踏切で、警報機のみ設置してあるのが第3種踏切です。

少し前の数字ですが、令和元年に起きた踏切事故は、第1種が100か所当たり0.59件でしたが、第4種踏切では1.02件と発生頻度が高いです。

第4種踏切について総務省が各地の状況を調べた結果、農耕車の通行や生活道路として利用され、廃止は困難との声や、廃止すると迂回に時間がかかり、住民の納得が得られていない事例があったそうです。現状ある踏切をなくすと、そのような声は確実に上がってくるでしょう。しかし、遮断機がなく電車が来ても音も鳴らない踏切は、事故を起こす可能性が極めて高いと思います。

ただ、踏切の第1種化は、1か所1,000万円程度の費用がかかるのとことで、地方の鉄道事業者には負担が大きいと推察されますが、踏切道改良促進法に基づく補助や鉄道の安全対策に関する補助金を受けられるケースもあるようです。

熊本県には、この危険な踏切が56か所存在しているそうですが、県管理の道路ではなくて、市町村道や里道や私道などです。

総務省は、鉄道事業者による自発的な廃止の取

組に委ねずに、国や自治体、事業者などをつくる地方協議会を活用して、合意形成を図って危険な踏切を解消するように求めていますので、昨年2月に熊本県踏切道改良協議会が開催されて、解消に向けての検討が進められていると伺っています。

そこで質問ですが、県内の危険な踏切の現状と今後の改善に向けた取組について、土木部長にお尋ねをいたします。

〔土木部長亀崎直隆君登壇〕

○土木部長(亀崎直隆君) 踏切遮断機などが設置されていない第4種踏切は、昭和36年の踏切道改良促進法の施行により、大幅にその数が減少してきましたが、近年は鈍化傾向にあります。

県内には、ＪＲ九州や熊本電鉄等の線路と交差する踏切が588か所あり、このうち第4種踏切は56か所です。その内訳は、市町村道が16か所、里道や私道、農道などが40か所となっております。過去には、道路からの列車の見通しの悪さが原因と考えられる死亡事故も発生しています。

このような踏切では、事故防止対策として、遮断機などの踏切保安設備による改良や近隣踏切との統廃合等による廃止などが有効です。

これまで、県や市町村では、道路整備事業や土地区画整理事業等を行う中で、このような踏切があれば、遮断機の設置や踏切の廃止などを行ってきたところです。

また、令和3年度からは、議員御紹介の国、県、市町村及び鉄道事業者で構成する熊本県踏切道改良協議会において、踏切の改良に向けた協議や事故防止に有効な対策及び統廃合した事例の紹介、鉄道事業者が活用できる補助制度の情報提供等を行っております。

県としましては、今後も引き続き、本協議会をはじめ様々な機会を通じて、事故防止対策の取組

や踏切の統廃合に関する技術的助言や調整を行うなど、第4種踏切の解消に向け、関係者間で連携して取り組んでまいります。

〔鎌田聡君登壇〕

○鎌田聡君 子供や高齢者もそうですけれども、視覚障害者にとっても、音の鳴らない踏切というのはかなり危険です。第4種踏切のある鉄道事業者は、答弁でもありましたように、ＪＲ九州や熊本電鉄、そのほか、くま川鉄道、おれんじ鉄道、南阿蘇鉄道など、採算的にも厳しい鉄道が多いんです。踏切の改良について、国の補助制度に加えて、県としても何らかの補助ができないか、ぜひ考えていただきたいと思いますし、そのことによって、一日も早く危険な状態が解消できるように取組を進めていただくことをお願い申し上げます、次の質問に移ります。

高校入試制度改革についてです。

高校入試制度については、昨年12月議会で、現行の前期・後期選抜を一本化する新制度を、現在の小学6年生が受験する2027年度入試から導入する方針が示されました。

そもそも、この議論の発端は、令和3年3月にまとめられた「県立高等学校のあり方と今後の方向性について～新しい時代に対応した魅力ある学校づくりへ～」の提言にあります。この提言では、魅力ある学校づくりに向けた14の取組の一つとして、入試制度の在り方の検討が示されました。

すなわち、高校入試制度改革の必要性は、定員割れが続く高校が多数存在する中で、いかにして魅力ある学校づくりを進めるかということにあったと言えます。そのため、取組を推進するための環境整備として、高校入試制度の見直しについて、令和3年10月に県立高等学校入学者選抜制度検討委員会が設置されて検討が進められ、令和5

年3月24日に、検討委員会から、今後の方向性について提言が示されました。

第1回検討委員会では、ある委員から「県立と私立をバランス良く、県立高校への受験者を減らさないようにしていかなければならない。」「いかに県立高校を受験していただくように持つていくのが一番の課題。」という意見が出され、県教委としても、定員割れをしている高校に対して、前期選抜で可能な限り入学者を確保したいという高校側の思惑に応える施策として、令和4年度高校入試からは、前期選抜の募集定員上限50%を70%まで引き上げることができるようにしたものと思います。

しかし、次第に議論の方向は、新たな入試制度で何を指すのかという観点から、少子化の影響もあり、本来の趣旨での選抜が難しくなった前期選抜と後期選抜を一本化する方向に議論は流れていきました。結果として、定員割れをしている郡部の高校に配慮した高校入試制度の検討は十分議論されなかったのではないかという印象を持ちます。

また、高校入試の一本化によって、受験時期が早い私立高校への入学が加速することが懸念をされます。今後ますます進む少子化の中で、県立高校と私立高校がバランスよく共存していけるように、特に郡部の高校が地域の高校として存続していけるようにしていくことが大切であると考えます。

そこで、教育長に質問ですが、郡部の高校の魅力づくりに向けて、様々な取組を行政ともタイアップして行っているところはありますが、なかなか志願者の増加につながっていないという現状についてどのように考えておられるのか、また、熊本市一極集中の傾向が強い中、郡部の高校にとっては、前期選抜で一定数の入学者を確保していたことがで

きなくなり、今以上に私立高校への入学者が増加するのではという懸念に対してどのようにお考えか、お尋ねをいたします。

そして、そのような懸念をなくすために、高校入試を一本化した場合に、特に、現在定員割れをしている郡部の高校への配慮として考えていることがあればお答えください。

〔教育長白石伸一君登壇〕

○教育長(白石伸一君) まず、熊本市以外の県立高校の現状及び認識についてお答えいたします。

県教育委員会では、令和2年度の県立高校あり方検討会の提言を踏まえ、令和3年度から、地域や生徒のニーズに応える新たな学科の設置や地元市町村や企業との連携を強化し、教育活動の充実を図るなど、県立高校の魅力化に取り組んでいます。

これまで、高森高校や小川工業高校をはじめ、熊本市以外の県立高校においても、令和3年度比で定員充足率が7.9ポイント改善するとともに、定員割れをしていた高校のうち5校が募集定員を満たすなど、一定程度の効果が現れてきていると考えています。

しかしながら、少子化をはじめ、熊本市への人口の一極集中、私立高校授業料の実質無償化の影響などもあり、熊本市以外の県立高校では定員割れが継続している状況があります。そのため、県立高校のさらなる魅力化に向け、現在、地元市町村長等との意見交換や保護者、生徒へのアンケートなどを行っているところであり、引き続き、地元市町村をはじめ地域の企業等とも連携を図りながら、しっかり取り組んでまいります。

次に、入試の一本化に関する議員の御懸念に対する考え方と熊本市以外の県立高校への配慮についてお答え申し上げます。

今回行う入試の一本化は、受験生が入試の手續

等に追われることなく、じっくり進路について考えるとともに、しっかりと学習に専念できる時間を確保することなどにより、中学校における学びの保障や高校への学びの接続をより一層重視して行うものでございます。

入試の実施時期については、有識者会議からの中学生の学習保障を第一に考え、3年間の学習を確実に終えて受験に臨めるような実施時期である3月上旬が望ましいとの提言を踏まえたものであり、提言の中にもあった私立高校との調整が不可欠でございます。この調整により、県立高校と私立高校がバランスよく共存することにつながると考えています。現在、県私立中学高等学校協会などと協議を進めており、その状況等を踏まえながら、令和6年度中に決定する予定です。

また、新制度では、現在、前期(特色)選抜を実施していない熊本市以外の普通科においても、新たにスクールミッションやスクールポリシーなどの各学校の特色等を反映した特色選抜が実施できるようになることから、入学者の増加も期待されます。

今後、入試を一本化することにより、出願できる県立高校は1校となりますので、中学生が地元の高校の特色を十分理解した上で受験校を選択できるよう、地元の中学校としっかり連携してまいります。

いずれにいたしましても、熊本市以外の県立高校の定員割れについては、喫緊の課題であり、県教育委員会といたしましては、入試制度改革だけでなく、魅力化の取組なども併せて総合的に取り組んでいく必要があると考えています。

引き続き、選ばれる県立高校となるために、さらなる魅力化を図るとともに、その特色等が新しい入試制度の特色選抜に十分反映されるよう、各高校と連携し、具体的な選抜内容の検討を進めて

まいります。

〔鎌田聡君登壇〕

○鎌田聡君 既に、熊本県に先んじて、高校入試を前期、後期2回実施から1回に変えた幾つかの県について、切り替える前後の状況を調べてみましたら、やっぱり1回にした県のほとんどが、県立高校よりも私立高校の生徒の割合が上昇していました。

私学の実質無償化の影響もあって、全てが高校入試制度を変えたからだとは言いませんが、私立高校の入試が1か月早く、私立の場合は、専願や奨学生・特待生入試と一般入試と2回あるのに対して、県立の場合は、二次募集を除くと1回になったことでの影響は多少なりともあるのではないのでしょうか。

郡部の高校にとって、前期と後期の2回あった試験が1回に減って、全ての高校と同じスタートラインに立って特色化で競っても、これまでを上回る、あるいは同等の入学者数を確保できるのか不安に思っている学校関係の方も多いと思います。

現在、私学との協議を進めているとのことですが、ぜひ私学の入試時期をできるだけ県立に近づけられるように対応していただくことと魅力ある県立高校づくりにより一層力を入れていただくことを強くお願いしまして、次の質問に移ります。

若者の薬物使用についてです。

大学のスポーツ部員の大麻所持や大学生が大麻を販売するなど、ここ最近、若者の大麻所持や販売などのニュースが多く聞かれます。大麻事件で一昨年摘発された容疑者のうち、約7割が10代から20代とのこと。大麻は、個人でも栽培が可能な上、覚醒剤より価格が安いことなどが若年層への浸透の要因と見られています。

そこで質問ですが、まず、本県における大麻事

犯の検挙者数とその推移、年齢層などの現状についてお尋ねをいたします。

次に、若年層への啓発についてですが、ネット上で流れる薬物の情報の遮断は困難であり、興味本位の使用を防ぐためにも、学校や家庭で正しい情報を徹底して啓発していくことが重要です。若年層への啓発の取組、特に大学生への啓発の取組について伺います。

また、メッセージアプリ等を介して、学生が容易に大麻を入手しているとも聞きます。こうした入り口となるSNSに対する対策を徹底すべきと考えますが、以上の3点について、県警本部長にお尋ねをいたします。

〔警察本部長宮内彰久君登壇〕

○警察本部長(宮内彰久君) まず、県内における大麻事犯の検挙状況についてお答えします。

令和5年中の県内における大麻事犯の検挙人員は、前年より6人増加して55人となっております。近年の検挙人員の推移を見ますと、令和2年に前年比で12人増加して51人となった後、令和3年には過去最高の56人を検挙しており、令和5年は、これに次いで過去2番目の検挙人員となっております。

また、令和5年中に検挙された55人のうち、20歳代以下の若年層が43人で全体の約8割を占めており、若年層における大麻の乱用拡大が見られるものと認識しております。

次に、大麻に関する若年層への啓発の取組についてお答えします。

若年層における大麻の乱用拡大の背景としまして、SNSなどにおいて、大麻は身体への悪影響や依存性がないといった誤った情報が氾濫していることが挙げられるところでございます。そのため、若年層に対して大麻の有害性や危険性を正しく伝えていくことが重要であると考えておりま

す。

このため、県警察におきましては、学校などの教育現場において薬物乱用防止教室を開催していますほか、若年層に人気がある県内のプロスポーツチームと連携し、試合会場において啓発動画の放映や啓発グッズの配布を行うなど、若年層に焦点を当てた啓発活動を行っております。

また、中でも、最近大麻の乱用などが大きく報道されている大学生に対しましては、大学が主催する講演会に警察官を派遣して薬物乱用防止に関する講話を行ったり、大学の学園祭に県警察のブースを設置して、薬物標本の展示や啓発グッズの配布を行ったりするなどしまして、大麻の有害性や危険性の周知に努めております。

最後に、大麻の入手に関するSNSへの対策についてお答えします。

近年、違法薬物の売買にSNSが悪用されている実態が見られるところでありまして、こうしたSNSへの対策が重要であると考えております。

このため、県警察におきましては、警察官がインターネット上で行うサイバーパトロールによってSNSにおける違法薬物の販売情報を発見した場合は、SNSの管理者やプロバイダーなどへ削除依頼を行っておりますほか、同様の活動を行っているサイバー防犯ボランティアに対する研修会を開催するなどしまして、こうした活動を行う団体の拡大とその活動の活性化を図っております。

県警察としましては、引き続き、これらの対策を進めていきますとともに、大麻の密売組織や末端乱用者の検挙に努めることにより、広報啓発等と取締りの両面から、若年層における大麻の乱用防止に向けた取組を進めてまいります。

〔鎌田聡君登壇〕

○鎌田聡君 時間が押してましたので、早口でありがとうございました。

県内で昨年検挙された55人のうち20歳以下が43人ということで、10代が8割を占めているということでした。

大麻は、体もむしばみますけれども、覚醒剤より価格は安いとはいえ、大体4回分くらいで4,000～5,000円と、10代の若者にとっては経済的にもその負担が大きいんです。だから、その大麻を買う金を得るために、別の犯罪にも手をつけかねませんので、そういったことも含めて、若年層の大麻の乱用防止対策により一層力を入れて取り組まれますことをお願いいたしまして、次に移ります。

次に、オーバードーズについてお尋ねをいたします。

オーバードーズとは、1回当たりの薬の使用量が過剰であること、または薬物の過剰摂取に至る行為のことを言います。オーバードーズは、10代の若年層を中心に拡大しています。若者たちが生きづらさを抱える中で、薬を大量に摂取するオーバードーズが増えてきているとのことでございます。

過剰摂取は、臓器障害や脳にダメージを与えて、呼吸、心臓の停止で死に至る危険があると指摘をされています。現在、乱用のおそれがある薬については、中高生に販売する場合、氏名や年齢を確認するよう店側に求めています。徹底されていないのではないのでしょうか。今後、法改正で20歳未満の大量購入が禁止される動きがありますが、現状の取組を徹底させる必要があります。

そこで質問ですが、本県におけるオーバードーズの現状についてどのように認識されているのでしょうか。県として、市販薬乱用の実態を把握するとともに、対策にどのように取り組むのか、健康福祉部長にお尋ねをいたします。

〔健康福祉部長沼川敦彦君登壇〕

○健康福祉部長（沼川敦彦君） 医薬品の過剰摂取、いわゆるオーバードーズについては、市販薬の乱用による依存症の治療を受ける10代患者が全国的に急増しているとの国の調査結果もあることから、本県においても早期の対応が必要と認識しています。

今年度、消防庁及び厚生労働省が熊本市消防局を含む全国52本部を対象に実施した、医薬品の過剰摂取が原因と疑われる救急搬送人員の調査では、若年者及び女性による医薬品の乱用事例が多いという結果が報告されています。本県でも、県内の消防本部に対し照会を行ったところ、同様の傾向が見られました。

また、県精神保健福祉センターにおいては、10代、20代からの市販薬や処方薬に関する薬物依存の相談が、令和5年度は12月末までに22件寄せられています。

従来から、法令において、せき止めなど乱用のおそれのある成分を含む医薬品の販売につきましては、原則1人1個までとすること、特に若年者に対する販売においては、氏名及び年齢の確認することなどの規制が定められていることから、医薬品販売業者等に対して、販売方法の指導等を行ってきました。

一方で、オーバードーズが社会問題化する中、現在、国は、乱用目的の購入を防止するため、原則小容量1個の販売とするなど、法改正も視野に規制強化の検討を行っています。また、昨年12月には、都道府県等に対して、適正販売等の徹底を求める通知も発出しています。

県におきましては、医薬品販売業者等に対し、こうした国の通知等を、講習会や定期的な立入検査など、あらゆる機会を通して周知するとともに、広く県民に対しては、県庁ホームページ等を通じて、オーバードーズの防止に関する情報発信

を行っています。特に、若年者に対しては、保健所等が学校等に出向いて行う薬物乱用防止教室において、医薬品の適正使用と併せて、今年度からオーバードーズの危険性について呼びかけているところであり、今後さらに徹底してまいります。

さらに、オーバードーズにより薬物依存度が高まった場合の対策としては、県精神保健福祉センターに配置している専門の相談員が、本人やその御家族に寄り添いながら相談に対応し、必要に応じて専門の医療機関や自助グループ等を紹介するなどの支援も行っています。

引き続き、関係機関と連携し、市販薬の適正販売の周知徹底、薬物乱用防止の啓発、若年者への相談支援の充実に努めてまいります。

〔鎌田聡君登壇〕

○鎌田聡君 ただいま答弁をいただきました。

ぜひ、徹底した市販薬の適正販売、若者への啓発、そして依存症になった際の相談支援の充実に取り組んでいただくようお願いを申し上げます。

それでは、最後の質問に移ります。

夜間安心医療電話相談事業シャープ7400についてです。

県は、2005年から、15歳未満の子供をお持ちの子育て世代の保護者の不安解消を目的とした子ども医療電話相談事業シャープ8000と、2021年からは、15歳以上の成人を対象に、夜間の急な病気やけがなどに対する不安の解消を図るため、夜間安心医療電話相談事業シャープ7400の2つの電話相談事業を実施しております。

いずれも午後7時から翌朝8時までの運用で、夜間や休日の急な病気やけがへの対処方法や応急処置など、県民がどう対応すべきか、救急車を呼ぶべきかを医療の専門家へ相談できるようになっていて、夜間や休日の急な病気やけがをされた方

の安心につながる取組です。

また、全国的には、総務省の重点施策として、2021年から、住民が急な病気、けがなどをした場合に救急車を呼ぶべきかを24時間365日相談できるよう、救急安心センター事業、通称シャープ7119番の全国展開に向けた取組が始まっています。

一方で、県が実施している15歳以上の成人の夜間電話相談シャープ7400については、その運営財源として、これまで国の地域医療介護総合確保基金が活用されていましたが、厚労省通知により、この基金の活用は今年度いっぱいということで、次年度からのシャープ7400の運用についてどうなるのか心配しています。

そこで質問ですが、夜間安心医療電話相談事業シャープ7400の次年度以降の運用について、健康福祉部長にお尋ねをいたします。

〔健康福祉部長沼川敦彦君登壇〕

○健康福祉部長(沼川敦彦君) 夜間安心医療電話相談事業シャープ7400の次年度以降の運用についてお答えします。

本事業の月当たりの相談件数は、事業を開始した令和3年度の約160件から、令和5年度には約400件と大幅に増加しています。夜間における医療相談窓口として、県民のニーズが高く、活用実績も増加していることから、今後も事業を継続していくことが必要だと認識しています。

一方で、その運営に当たっては、地域医療介護総合確保基金以外の財源の確保が課題となっています。

そのため、来年度以降は、地方財政措置が講じられている救急安心センター事業シャープ7119に夜間の相談窓口を継続する形で移行することとしており、そのための予算を今定例会に提案しています。

なお、準備の都合により、短縮番号シャープ7119への移行は本年5月中を予定していることから、その間はシャープ7400での運営を継続し、並行して番号変更について県民への周知を図ってまいります。

運用に当たっては、総務部と連携し、各地域の消防本部との調整を進めるなど、引き続き緊急時の相談対応について充実を図ってまいります。

〔鎌田聡君登壇〕

○**鎌田聡君** 熊本県の2022年の救急車の出動件数は約9万8,000件、搬送者数は約8万8,000人と、いずれも過去最多だったとのことであり、この電話相談事業を続けることは、救急出動件数の急増対策としても効果があります。

新年度、県のシャープ7400は、シャープ7119番として事業を継続していくとのことですが、夜間だけということではなくて、今後、ぜひ24時間相談対応できるように拡大していただくよう強く要望させていただきます。

これで準備した質問は全て終わりました。

知事におかれましては、先ほど申し上げました残された課題への対応も含めまして、まだまだ大変な任務が残っていると思いますので、どうか健康にはくれぐれも御留意をされて取り組まれますことと併せまして、16年間握り続けてきたそのバトンについては、途中で手放すことなく、県民の負託を受けて誕生する新しい知事にしっかりと手渡していただきますことを切にお願い申し上げます。私の一般質問を終わります。

御清聴ありがとうございました。（拍手）

○**議長（淵上陽一君）** 昼食のため、午後1時15分まで休憩いたします。

午後0時10分休憩

午後1時14分開議

○**副議長（内野幸喜君）** 休憩前に引き続き会議を開きます。

本田雄三君。

〔本田雄三君登壇〕（拍手）

○**本田雄三君** 皆さん、こんにちは。熊本市第一選挙区選出の公明党・本田雄三でございます。昨年9月の定例議会で代表質問をさせていただきました。今期2回目の質問の機会をいただきました。感謝申し上げます。ありがとうございます。

本年は、元旦早々から多難の幕開けとなり、能登半島地震でお亡くなりになられた方々へ心からお悔やみを申し上げますとともに、全ての被災された皆様にお見舞いを申し上げます。

本県からも、発災の翌日から、給水車の配置であるとか、医療従事者の皆様をはじめ、多くの方が現地に赴いて応援をしておられます。改めまして、感謝と敬意を表します。いつ発生するか分からない災害に対しまして、私自身も、日頃からの備えを常に意識しなければならないと、改めて実感をしておる次第です。

さて、本県におきましては、3月24日投開票の知事選で慌ただしい日々が続いておりますが、TSMC開所式の報道や九州中央自動車道の山都通潤橋インターチェンジの開通、さらに、熊本市圏の渋滞緩和対策への計画も発表になるなど、勢いを感じております。

今後さらに迅速かつ的確な対応が県政に求められると思いますが、私も微力ではありますが、しっかりと頑張ろうと決意しておりますので、よろしくお願いをしたいと思います。

それでは、通告に従い質問に入らせていただきますので、執行部におかれましては、明快かつ前向きな御答弁をよろしくお願いいたします。

最初の質問は、今定例会が最終となります蒲島知事に、答弁というより直観に基づいたお話を

お聞かせいただければと思っております。直観です。

蒲島知事は、16年間一貫して、逆境の中にこそ夢があるとの信念を貫かれたと思います。

私個人的には、九州新幹線の開業を契機に誕生したくまモンが、蒲島県政の象徴のように映っておりますが、2011年3月12日の九州新幹線開業式典の前日に東日本大震災が発生し、式典も縮小規模で執り行われたと記憶しております。

私は、当時九電の社員であり、あまり蒲島知事を意識してはおりませんでした。普通でございました。普通でありました。

ところが、東日本大震災で経済もなりわいも大きな転換を迎えていくとき、くまモンが次第に活躍の場を広げ、国内にとどまらず、海外にまでその存在が認知されるまでになり、くまモン知事蒲島郁夫が絶妙なコラボで熊本の活性化につながったと実感した次第であります。

令和元年からは、私も議員といたしまして県政の発展に携わらせていただいておりますが、知事の卓越したリーダーシップに加え、多くの県民の皆さんに慕われているのを常を感じる次第でありました。

熊本地震からの復興も、尾田栄一郎さんの御協力もあり、熊本復興プロジェクト、麦わらの一味「ヒノ国」復興編として、2019年度から、県下9市町村に麦わらの一味の像を設置され、大好評であります。

そして、蒲島県政の最終章は、100年に1度のビッグチャンスとおっしゃっているとおり、誰も経験したことがない、課題もありますが、夢もあるTSMCの進出ではないかと存じます。このチャンスを、熊本県の発展につなげる取組を、知事が陣頭指揮に立って迅速かつ強力に進めてくれました。

このように、絶妙なタイミングを確実に躍進へと牽引してこられた知事に2点お伺いをいたします。

1点目は、蒲島知事は、任期中を通じて、県民の皆様の苦境も喜びも共有されてこられたと実感しておりますが、このビッグチャンスであるTSMCの進出は、熊本県全体にどのようなよい影響をもたらし、直面している課題である少子高齢化及び人口減少の歯止めはどう貢献するとお考えであるか。

2点目は、このビッグチャンスを生かした熊本の将来展望について、どのようにイメージしておられるのか。

以上2点の御見解をお尋ねしたいと思います。よろしくお願いします。

〔知事蒲島郁夫君登壇〕

○知事(蒲島郁夫君) まず、TSMC進出の本県への影響と少子高齢化及び人口減少の歯止めへの貢献についてお答えします。

菊陽町に立地するJASM新工場は、2月24日に開所式を迎えます。加えて、先日、第2工場も熊本県に建設すると発表され、第1工場と合わせた投資金額は約2兆9,600億円以上とされています。

また、公益財団法人九州経済調査協会によると、九州における経済波及効果は、2030年までの10年間で約20兆円と推計されています。

このTSMCの進出効果は、新工場への直接投資にとどまらず、関連企業の新たな投資を呼び込んでいます。

TSMC進出決定以降、これまで新設、増設した半導体関連企業の立地協定締結件数は46件に上ります。また、全業種の立地協定締結件数は、3年連続で過去最高を更新し、昨年度の61件を昨日超えました。

このような新たな民間投資により、地場企業との取引拡大や空港、港の利用拡大、さらにはビジネス客や観光客といった交流人口の拡大など、その波及効果は様々な分野に及んでいます。

また、新たな雇用が創出され、県内の大学、高校の新卒者の県内就職率の向上や働く世代の移住、定住にもつながります。

こうした効果が、熊本への人の流れも加速させ、そうした若い世代の結婚や出産が増え、ひいては急速に進む少子高齢化や人口減少を抑制することが期待されます。

次に、ビッグチャンスを生かした熊本の将来展望についてお答えします。

議員御指摘のとおり、TSMCの進出は、本県にとって100年に1度のビッグチャンスです。世界は今、新生シリコンアイランド九州の実現に注目しています。

本県には、TSMCの進出効果を県内全域に波及させるとともに、新生シリコンアイランド九州の実現と半導体の供給を通した日本の経済安全保障への貢献が求められています。

昨年10月には、岸田首相が、複数年にわたる国の支援を明快に私宛てに約束してくださっています。

このビッグチャンスを契機として、本県が将来、経済、社会、文化などあらゆる面で、そのポテンシャルを最大限に花開かせ、地方創生の先進地域としてさんさんと輝く姿を私は描いております。

県民お一人一人が夢と誇りを持ち、安心して豊かに暮らし、生涯にわたって活躍できる持続可能な地域の実現を私は確信しています。

〔本田雄三君登壇〕

○本田雄三君 TSMCの第2工場建設決定は、第1工場と合わせた投資額が約3兆円と、県下で

類を見ない巨額であると思います。

また、九州における経済波及効果、2030年までに約20兆円と絶大な効果が期待できるとの見通しであり、さらに、地場企業の活性化に伴い、県内の大学、高校新卒者の県内就職率向上に寄与することと、熊本への人の流れも加速し、少子高齢化や人口減少の抑制が期待できるとのことです。

将来的にも、新生シリコンアイランド九州の実現が日本経済の大きな貢献につながり、日本のみならず世界が注目する熊本県は、地方創生の先進地域として、さんさんと輝く姿を描いておられるとのことでありました。

まさしく100年に1度のビッグチャンスが到来していると多くの方々が感じておられると思いますが、懸念される地下水の保全や渋滞解消などの諸課題につきましては、蒲島知事の任期中に明確な方向性をお示しいただき、いわゆるPDCAが確実に展開できるよう、よろしくお願いをしたいと存じます。

蒲島知事に4回投票した一人として、最後まで県民の皆様へ前向きで力強い発信を行っていただくようお願いし、次の質問に移らせていただきます。

2点目の質問は、私たちの生活に不可欠な水道行政におきまして、昨年5月に、生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律が成立し、約60年ぶりに見直されました。

内容を簡潔に申し上げますと、上水道は厚生労働省管轄であり、下水道は国交省の管轄になっておりましたけれども、上下水道が国交省の管轄に一元化され、水質基準の策定等は環境省が管轄するという内容であり、本年の4月から正式に移管されるようです。

政府の見直し理由としては、災害対応の強化に

つなげることが主要因であり、災害復旧への補助金増額や支援強化、官民連携などを円滑に進める狙いがかがえます。

本県では、水道整備計画の基本的な考え方を整理した熊本県水道ビジョンを策定され、人口の減少や水需要の変化に伴う料金収入の減少、更新期を迎える水道施設の急増、職員数の減少に伴う技術継承の問題、震災や豪雨等大規模災害の頻発など、近年の水道を取り巻く様々な環境変化に対応すると定められております。

頻発する自然災害や経年劣化による水道管の腐食で漏水が発生し、路面に噴き出したり、あるいは住宅地の陥没などのニュースが見受けられます。

熊本地震のときもそうでありましたが、能登半島地震でも長期化する断水が大きな問題になっています。他県や県下の各自治体も同様と思いますが、災害時に安心して水が供給できる体制確立に苦慮されておられます。

そこで、近年の水道管劣化把握の現状を調べた結果、まず、熊本市では、水道管敷設マップの画一的な整備を実施中であり、あわせて、道路の整備状況や水道管の圧力計のデータを活用し、AIで管路の老朽化状況を予測し、設備更新の判断に活用されているとの説明をお聞きしました。

水道管の老朽化把握については、先月の新聞に掲載されておりましたが、人工衛星を活用した水道管漏水把握の内容が画期的でありました。具体的には、令和2年度から取り入れられ、愛知県豊田市が最初に活用されたようです。人工衛星からマイクロ波を出して反射したものを解析し、塩素を含む水がある箇所を特定する仕組みであります。

そこで質問です。

県下の水道設備については、耐用年数の40年を

超えるものが増加している中で、更新時期が到来していても、各自治体及び水道事業者の資金面やマンパワー不足で対応が遅れているのではないかと危惧されます。

災害は待ったなしの対応が求められますし、生活に絶対不可欠な水の供給を確立するためにも、人工衛星の活用や計画的な老朽化対策をどのように取り組まれるのか、環境生活部長にお伺いします。

〔環境生活部長小原雅之君登壇〕

○環境生活部長(小原雅之君) 人工衛星活用による水道管漏水把握についてお答えいたします。

議員御指摘のとおり、高度成長期に整備された水道管については、全国的に更新時期が到来しています。

県内の上水道においても、管路総延長のうち、法定耐用年数40年を超えた管路の割合が、令和3年度末時点で16.8%となり、平成23年度末の8.5%から、10年間で2倍近くに増加している状況です。

このため、国は、水道法を改正し、市町村等に対して、令和4年度から水道施設台帳の整備を義務づけ、さらに、施設台帳等を用いて中長期の更新需要を把握し、長期的な視野に立った資産管理を行うアセットマネジメントの実施を要請しております。

県においても、市町村等がアセットマネジメントを実施することで、将来的な更新需要の平準化が図られ、計画的な施設更新及び施設の耐震化が推進されるよう働きかけを行っているところであります。

しかしながら、人口減少に伴い料金収入も減少する中、老朽化した管路の更新には多額の費用が必要であり、市町村等では財源の確保が課題となっています。

このため、国庫補助金や地方財政措置などの国の財政支援制度が設けられていますが、採択要件や対象施設の制限により、財政支援の対象とならないケースもあることから、県では、国に対して、採択要件の緩和や対象施設の拡充等を要望しているところです。

また、議員御紹介の衛星画像の解析技術を用いた漏水調査手法については、御船町をはじめ、全国的にも幾つかの導入事例があり、国庫補助の採択事例もあります。この手法やIoT、AIなどの先端技術を活用した取組は、将来的に水道事業者の人員不足が懸念される状況において、施設の維持管理や管路更新計画の策定などにおける業務効率化につながる可能性があります。

県としては、こうした先端技術の活用に関する情報収集や市町村等への情報提供に引き続き努めるとともに、令和6年度から水道整備、管理行政が国土交通省に移管されることを契機として、国庫補助の申請支援など、市町村等が行う水道施設の計画的な更新を着実に進められるよう、より一層の支援を行ってまいります。

水道は、県民生活に不可欠なライフラインです。引き続き、市町村等と連携の上、水道事業の基盤強化を図り、県民の安全、安心な暮らしの確保に努めてまいります。

〔本田雄三君登壇〕

○本田雄三君 水道水及び地下水を直接飲める国は、世界中でも数か国しかありません。熊本県の貴重な水資源を未来永劫に守り育むためにも、水道設備の保守点検や水質管理を愚直に実施していく以外に方法はないと思います。

答弁にありましたように、令和3年度末時点で、法定耐用年数40年を超える管路の割合は16.8%であり、10年間で2倍近く増加しているとのこととあります。改修計画や予算措置など、多岐に

わたる手続が必要であることは理解できますので、国の財政支援制度の採択要件の緩和を引き続き強力に要望していただきたいと思います。

耐用年数超過の割合が少しでも減少し、現行以上に拡大しないよう、切に願うものであります。

御船町が導入された衛星画像の事例を早急に検証されるとともに、費用対効果を見極め、各自治体への情報共有と一層の支援を行っていただくよう、よろしくお願いをいたします。

次の質問に入らせていただきます。

私は、昨年の12月23日に開催されました第2回熊本スーパーハイスクール全体発表会、県立高校学びの祭典の開会式に参加をさせていただきました。第1回目には参加しておりませんでしたので、どのような内容か、チラシで想像しながら会場に赴きました。

会場に入って驚きました。グランメッセの3フロアいっぱい、各高校の生徒が制作したポスター展示や企業とコラボした商品を販売するブースも設置され、皆さんの熱気があふれておりました。

オープニングでは、御船高校普通科芸術コースの皆さんの音楽演奏や、11人の書道部の皆さんが、10メートル四方ほどのシートに一斉に大筆を走らせ、見事な大書に歓声が上がっておりました。

ここでスクリーンを御覧ください。（資料を示す）

これは、今回の全体発表会の案内チラシです。開催日時、参加校数は当然ですが、書道パフォーマンスの様子や企業とのコラボ商品をキッチンカーで販売する様子、エコ電カーやロボット操作の体験、研究活動のステージ発表、ポスター発表などを高校生が生き生きと行っている写真を使って紹介されており、学びの祭典の雰囲気、各種発表

の内容が一目で分かるし、参加する高校生の活気が伝わってくる、非常に分かりやすいチラシになっております。

右半分が裏面になりますが、下のほうにあるQRコードを読み込みますと、各学校の特色や魅力ある取組を紹介した熊本スーパーハイスクールガイドブックのサイトにつながるようになっており、中学生やその保護者の皆様にも配慮した内容となっています。ぜひ、来年の第3回には多くの皆様にお越しいただければと思っております。

皆様も御存じと思いますが、文部科学省では、様々な研究開発を行う指定校を実施しております。

例えば、将来の国際的な科学技術人材の育成を図るため、理数教育に関する研究開発等を行う高等学校等をスーパーサイエンスハイスクールに指定し、大学等との連携による先進的な理数系教育を実施してあります。県内では、第二高校をはじめ5つの高校が指定を受けています。

また、産業界、地方公共団体が一体となって、最先端の職業人材育成に資する教育課程等に関する研究開発を行う取組をマイスター・ハイスクール事業として認定し、地域の持続的な成長を牽引し、最先端の職業人材育成を推進しています。県内では、八代工業高校が指定を受けています。

あわせて、スーパーサイエンスハイスクール生徒研究発表会やマイスター・ハイスクール事業成果発表会など、全国規模で生徒が集まり、探求の成果を発表する機会も設定されております。

文部科学省の取組とともに、本県も、全県立高校の特色を明確化し、国または県指定事業の取組や特色ある学校、学科などで区分し、全県立高校を熊本スーパーハイスクールとして位置づけ、情報発信をされておられます。

具体的な例として、熊本県の指定校である地域

の自治体や企業と連携し、探求的な学びを行うクリエイトハイスクール、また、先ほど御紹介した文部科学省の指定校である先進的な理数教育に取り組むスーパーサイエンスハイスクール、グローバル人材の育成を目指して、国際バカロレアの認定を目指す県立八代中学校、八代高校など、各学校で特色ある学びを推進することを目指しています。

私の今までの認識では、スポーツ競技等のインターハイは理解しておりましたが、この学びの祭典も、県下50校の生徒さんが、独自に定めたテーマを探究した成果を発表する大きな晴れ舞台でもありますし、最終的には文部科学省主催の成果発表も開催されますので、次世代を担うグローバル人材輩出のインターハイではないかと実感しております。

そこで、質問をさせていただきます。

県下一堂に開催される祭典の割には、県民の皆様へのアピールが少し弱いのではないかと感じております。新聞や報道に積極的な呼びかけが必要ではないかと考えます。

この学びの祭典は、非常にすばらしい取組ですので、熊本県全土に知れ渡るような、本県の高校教育における重要な祭典に発展させていかれてはどうでしょうか。

この学びの祭典について、今後どのように取り組まれていくのか、教育長にお尋ねします。

〔教育長白石伸一君登壇〕

○教育長(白石伸一君) 熊本スーパーハイスクール全体発表会、県立高校学びの祭典の今後の取組についてお答えいたします。

本発表会は、県内全ての県立高校50校で探求活動に取り組む生徒が一堂に会し、それぞれが取り組んだ学習活動の成果を発表するとともに、小中学生や地域の方々に各高校の取組を広く周知する

ことで、県立高校の魅力を知っていただく情報発信のイベントとして開催しております。

昨年12月に実施した第2回学びの祭典では、高校生1,300人と一般来場者を合わせて計3,000人の参加者がありました。会場では、300を超える研究発表をはじめ、農業クラブ全国大会文部科学大臣賞など、様々な分野の大会で受賞実績を持つ13校によるステージ発表が行われました。

そのほかにも、令和2年7月豪雨災害の復興支援として、球磨中央高校と山崎製パンが共同開発した球磨栗を使ったランチパックの販売や生徒が製作したロボットの操作体験など、来場者も楽しみながら県立高校生の学びを知る機会となりました。

議員御指摘の県民へのアピールについてでございますが、今年度は、ホームページへの掲載や報道投げ込みを行うとともに、県内全ての小中学校にチラシを配付するなどして周知を図ったところでございます。

また、今年度から各地域の皆様にも高校生の学びを知っていただけるよう、玉名、天草、人吉・球磨などで地域版の学びの祭典も実施したところでございます。

新年度においても、この事業を継続するための予算を今定例会に提案しています。周知に当たっては、これまでの取組に加え、SNSを活用した情報発信や市町村教育委員会と連携した市町村広報誌の活用など、参加者のさらなる増加につながるよう工夫してまいります。

引き続き、県立高校の日頃の教育活動の取組を広く知っていただけるよう、本大会の周知に努めるとともに、魅力ある県立高校づくりに向けて、しっかり取り組んでまいります。

〔本田雄三君登壇〕

○本田雄三君 今の高校の授業等を含めまして、

我々があまり経験したことがないような取組がなされておりまして、感心しております。先ほど質問で触れましたが、八代中学校、八代高等学校への国際バカロレアの導入を目指すことを御紹介しましたが、詳しくは、県立高校全50校の魅力などを紹介するパンフレット、徹底ガイドブック令和5年度版に概要が掲載されております。

国際バカロレアとは、国際バカロレア機構——本部がジュネーブですけれども、が提供する国際的な視野を持った人材を育成するための教育プログラムであり、将来が楽しみなプログラムになっております。円滑な導入をよろしくお願いしたいと思います。

第2回学びの祭典には、高校生と一般来場者が合わせて約3,000名参加をしておられるようですが、本県の未来を担う大事な生徒の皆さんの取組が一目瞭然で理解できる祭典だと思いますので、予算の確保とともに情報発信が不可欠であると申し上げまして、次の質問に移らせていただきます。

起立性調節障害への対応についてであります。

私は、約6年前の議員に初挑戦するときに、ある保護者の方から不登校の相談をお受けした際、初めて起立性調節障害という病名を知ると同時に、不登校の実態に直面いたしました。

これまで、学校教育における大きな課題となっている小中学校の不登校の一つの要因が起立性調節障害であると文科省も警鐘を鳴らしている状況でありましたので、令和元年6月と令和2年9月の定例議会で取り上げさせていただきました。

不登校の実態については、多くの同僚議員の皆様も指摘されているとおり、文科省や教育委員会、各学校で様々な取組を行っておられますが、残念ながら増加の一途をたどり、現在、全国で30万人以上、本県でも約5,400人の生徒が学校に通

えない状況であります。

過去2回の一般質問における教育長の答弁では「起立性調節障害など、理解が十分に進んでいない病気について」「医師の診断に基づき、保護者とともに学校も理解を深め、共通認識のもと支援を行っていくことが重要」、また、「県教育委員会では、」「各学校の保健主事等が参加する研修会や校長会議等において、症状や配慮事項を周知し、助言を行っております。」とありましたが、最近、保護者の皆様やフリースクール関係者の方々から、起立性調節障害で悩んでいる方が増えたとの御指摘や、県内に専門医が少なく、学校の理解も得にくい状況で、次第に登校しづらくなり、残念ながら不登校になっているなどのお話をお聞きしております。

また、医者の方角として、脳神経外科の先生から、とにかく小中学校及び高校生の起立性調節障害が増えている、断言はできないが、今の子どもたちは、物心ついたときには、スマホやタブレットが必需品であり、自分の好きな音楽や動画を容易に視聴でき、就寝直前まで肌身離さず使っていると、不規則な生活になってしまい、次第に自律神経が乱れてしまうのではないかとおっしゃっておられました。

症状にもよりますが、この病気には特効薬はなく、要するに、周囲の環境、学校や家族、友人の理解で、早い人は数週間で、長くても2～3年で克服できる病気であるということでもありますので、粘り強く早期対応と周囲の理解を得ることが肝要であると思います。

ここでスクリーンを御覧ください。（資料を示す）

この起立性調節障害については、各県同様の傾向があると存じますが、隣県の大分県は、大分県地域保健協議会と大分県教育委員会が協力し、ス

クリーンに映っております「起立性調節障害の理解と対応のために」と題した対応ガイドラインを昨年3月に作成し、活用されています。

目次を見てみますと、2の「病気の基本的理解」から「学校での支援」「家庭との連携」「教育相談窓口」と展開し、最後に「相談医療機関一覧」という構成になっており、内容は、誰が見ても分かりやすく、家庭から学校における対応方針が網羅されております。

また、相談できる医療機関も49件掲載されており、学校においても家庭においても非常に有用なツールではないかと思います。ぜひ、熊本県版も作成できればと切望いたします。

そこで質問です。

教育現場における起立性調節障害への理解とその対応に関する周知等を図っていくため、今後どのように取り組んでいかれるのか、教育長の見解をお伺いします。

〔教育長白石伸一君登壇〕

○教育長(白石伸一君) 起立性調節障害への対応についてお答えいたします。

起立性調節障害は、朝起きられない、倦怠感を覚えるなどの症状により、不登校の要因となるほか、学校生活への影響が懸念される自律神経機能不全の一つでございます。

県教育委員会では、これまで、起立性調節障害の理解や認識を深めるため、校長会議や健康教育担当者研修会等において、その症状や配慮事項などを周知し、各学校で適切に対処できるよう助言等を行ってまいりました。

これらの取組により、学校関係者の理解が深まり、医療機関の受診、保護者やスクールソーシャルワーカーとの情報共有など、組織的対応も進んできたところでございます。

しかし、起立性調節障害については、その原因

の特定はもとより、明確な治療法なども確立されていない状況であり、いまだ困り感を抱えている児童生徒も少なくなく、保護者等との情報共有や周囲の理解促進、支援体制づくりなど、さらなる取組が必要でございます。

県教育委員会としましては、起立性調節障害へのさらなる理解と適切な対応等が図られるよう、来年度、健康福祉部や熊本県医師会等と協力して、議員御提案のようなガイドラインを作成し、学校での支援の在り方や医療面のサポート体制等の周知を図ってまいりたいと考えています。

引き続き、起立性調節障害で悩んでいる児童生徒が健康で安全な学校生活を送ることができるよう、しっかりと取り組んでまいります。

〔本田雄三君登壇〕

○本田雄三君 通常、予算化が必要な答弁は、検討するとの表現が多いんですけれども、教育長から、ガイドライン、冊子ですけれども、作成しますとの明快な御答弁をいただきました。ありがとうございます。いつもあまりいい、私たちが期待するような答えはなかなか出にくいんですけれども、ありがたいなと思っております。

可能な限り早めのガイドライン作成により、一人でも多くの生徒の皆さんが、学びの場をなくすことがなく、健康で有意義な学校生活を送れることを切望しております。

それでは、次の質問に移らせていただきます。

私は、質問の機会をいただいた都度、エネルギー関係の質疑を行わせていただいております。

理由は、東日本大震災以降のエネルギー政策の変化及びロシアのウクライナ侵攻による燃油調達危機や再エネ普及に伴う太陽光や風力発電の増加など、エネルギー資源に乏しい我が国の将来を左右する大きな問題であると考えているからです。

特に、次世代の国産エネルギーとして、水素の利活用が産業界や経済界からも注目されるようになっております。

経済産業省の資源エネルギー庁内に、新たに水素・アンモニア課が昨年の7月に新設されました。所掌事務は、新エネルギーとしての水素及びアンモニアの輸出、輸入、生産、流通及び消費に関する基本的な政策に関することとなっており、政府としても、水素の生産から流通へのかじ取りがさらに明確になったと考えております。

（資料を示す）今スクリーンが出ておりますけれども、水素の製造から活用までのイメージ図であります。製造過程、輸送・貯蔵、そして利用と、各過程において想定される設備や機器、製造や輸送の方法などが記載されています。

上段は、製造過程や輸送及び貯蔵が大容量であり、燃料の輸入等も必要となる大規模なパターンのイメージです。私が今回質問している内容は、どちらかといえば、下段の再エネ、風力、太陽光、地熱などからの発電で水素製造を行う地方でも取り組みやすい利活用であり、特に再エネの条件に恵まれた九州は有力であると考えております。

今国会におきましても、水素社会推進法案と二酸化炭素、いわゆるCO₂貯留事業——燃焼時に排出されるCO₂を取り出して地下に貯留する法案が併せて審議入りの見通しであります。

資源エネルギー庁の産業政策的観点から見た水素の重要性として、現在、日本企業は水素分野で優れた技術、製品を有するが、今後、各国がエネルギー転換、脱炭素化を推し進めることになれば、世界的に水素関連製品の市場が拡大される見込みがあります。

まず1点目、こうした中で、日本の技術、製品を国内外の市場で普及させることは、我が国の経

済成長、雇用維持につなげつつも、世界の脱炭素化にも貢献することにつながります。

2つ目、そのため、技術開発や社会実装のための制度整備等を通じ、日本企業の産業競争力を一層強化することは、産業政策的な観点から極めて重要でありますとあり、2040年、2050年に向けた水素の導入量が定められ、販売価格も化石燃料と同程度等の水準を目指すとあります。

しかし、国の方向性が示されましても、具体的に各県や自治体がどのような行動を行うのかが不透明な状況ではないかと思われます。

そこで質問です。

現在の国の補助金活用や支援策においては、都道府県の役割が必ずしも明確ではありませんが、地域における水素利活用の促進のためには、地域の実情をよく把握している県が積極的に取り組むべきではないでしょうか。

先進的に水素の利活用を展開する福島県や山梨県は、国、県や企業のバックアップが先行した形だと考えます。

また、お隣の福岡県や大分県は、独自に民間活力を導入した水素製造事業や水素製造のための地熱開発に取り組まれております。

2050年カーボンニュートラルの実現に向けた中間目標年次である2030年まで、あと6年です。確実にシフトが見込まれる水素産業に対し、どのような方針をお考えか、商工労働部長の御見解をお尋ねいたします。

〔商工労働部長三輪孝之君登壇〕

○商工労働部長(三輪孝之君) 国は、水素社会実現の加速化や競争力強化のため、昨年6月に水素基本戦略を改定いたしました。また、議員御紹介のとおり、政府は、既存燃料と水素との価格差を支援して水素の利用拡大を図る法案の今国会での成立を目指しています。

水素は、幅広い産業分野での活用が見込まれ、燃焼時に二酸化炭素を排出しない、カーボンニュートラルに向けた鍵となるエネルギーです。県としても、国の方針に基づき、実現可能な取組を一つ一つ着実に進めたいと考えています。

九州には、電力需要の3倍を超える再エネ発電が潜在的にあるとされています。この再エネを活用した水素を含む、いわゆる低炭素水素の有効活用によってカーボンニュートラルを実現できるポテンシャルがあります。

一方、課題として、水素の製造、貯蔵、運搬などの供給インフラの整備、水素を燃料や原料として活用する需要の創出、そして、それらの需要と供給をつなぐネットワークの構築などが挙げられます。そのため、企業や関係団体との連携や広域的な地域間連携が重要です。

このため、本県では、九州地域戦略会議に設置されている水素エネルギー産業化実務者会議において、九州各県と連携して、水素社会実現に向けた水素の技術開発動向等の情報を地域間で共有しています。

この会議では、現在、燃料電池トラックと水素ステーションを一体的に増加させるための関係機関の連携方針の策定と2030年における水素消費量の目標設定の作業を進めています。

また、国に対しては、九州地方知事会を通して、水素エネルギー関連の法令等の規制緩和や技術開発の推進などの要望を行っているところでございます。

さらに、新たな取組として、水素エネルギー分野の情報を収集し、ビジネスマッチングや技術交流を行うことを目的とした水素バリューチェーン推進協議会に参加いたします。これは、トヨタ自動車、岩谷産業などの民間企業や57の自治体、15の大学等で構成する参加者が400団体を超える業

界横断的な組織で、本県は本年6月頃に正式加入となる見込みです。

水素社会の実現に向けては、供給面でのさらなる低コスト化やインフラ整備などの課題はありますが、引き続き、国や九州各県、熊本県工業連合会などと連携しながら、水素エネルギーの利活用の促進に取り組んでまいります。

〔本田雄三君登壇〕

○本田雄三君 水素利活用の新たな取組といたしまして、水素エネルギー分野の情報を収集し、ビジネスマッチングや技術交流を行うことを目的とした水素バリューチェーン推進協議会に参加するとの御答弁がありました。

本県にとりましては、知事からもお話がありました新生シリコンアイランド九州を牽引する重要な役割があると思います。必然的に脱炭素の取組を積極果敢に推進しなければならないと考えておりますので、水素バリューチェーン推進協議会、これは官民共同の水素社会実現に向けた取組の団体ですけれども、それらへの参画は必要不可欠と実感しております。

環境省は、昨年3月17日に、水素分野では官民共同の初の取組となる自治体水素アワードを水素バリューチェーン推進協議会とともに開催すると公表してあります。本取組は、国内300社を超える企業、自治体等が会員となっているわけですので、さらなる発展を期待したいと思えます。

本県では、今後も民間による大規模な太陽光発電等の計画があります。特に、電力系統に接続している太陽光発電は抑制運転の課題もあり、電力系統への接続を目的とするのではなく、需要と供給のバランスに応じた再エネを最大限に活用した水素製造とともに、水素利活用への取組が大きく加速することを期待いたしまして、最後の質問に

移らせていただきます。

自転車の安全利用と110番映像通報システムの周知についてということでございます。

まず、自転車の安全利用についてであります。

令和4年11月1日、中央交通安全対策会議交通対策本部により、これまでの自転車安全利用五則が改定され、改めて自転車交通ルールの周知と遵守の徹底を図ることとなりました。

道路交通法上、自転車は軽車両と位置づけられていますので、歩道と車道の区別のあるところは、車道の左側通行が原則となりますが、私も、車を運転中に、自転車のルール違反でひやっとすることが多々あります。

自転車を利用される方々は不特定多数であり、法令遵守の徹底には相当の時間を要すると思えますけれども、各中学校や高校、さらに自治会総会等への出前講座が必要ではないでしょうか。

また、自動車の運転手は、自転車利用者が自転車に乗ったまま横断歩道を渡ろうとしている場合には、停止の義務はないとなっておりますが、自転車を押している場合には、歩行者であるため、自動車側に停止する義務が出てまいります。

しかし、自動車を運転中には、即座に判断することが難しい場合がある上、自転車及び自動車を運転されている方の認識にも個人差があると思えますので、自転車、自動車双方の運転者に対しまして、交通ルールと安全な通行方法等を周知すべきだと思います。

交通事故防止が主たる目的でありますので、インフラ整備として、道路幅の関係もあると思いますが、可能な限り通行車両が多い路線には自転車専用レーンの設置が急務であると思えます。

自転車安全利用の観点から、3点質問をさせていただきます。

1点目は、交通ルールを周知する出前講座の開

催、2点目、横断歩道における交通ルール、安全な通行方法等の周知について、3点目、自転車専用レーン設置について、警察本部長の見解をお伺いします。

続いて、110番映像通報システムに関しまして質問させていただきます。

令和5年4月から110番映像通報システムが運用開始となっておりますけれども、これに関する新聞報道を目にし、SNSが普及している時代にふさわしいシステムであると実感しております。

110番映像通報システムは、音声だけでは把握が難しい事件、事故等の現場の状況を、スマートフォンまたはタブレット等により警察に通報することができるシステムであります。

110番通報を受けた警察職員は、映像を取得する必要があると判断した場合、通報者の同意を得て、通報者のスマートフォン等に専用URLを送信して、通報者は、スマートフォン等のカメラ機能を用い、撮影した映像等を送信することができます。さらに、本システムの利用の際は、スマートフォン等のGPS機能を利用し、通報場所の位置情報も即座に把握できます。

ここでスクリーン、今出ておりますけれども、御覧ください。（資料を示す）

これが110番映像通報システムの使用方法のイメージ図であります。

左側の通報者が、1番、110番に通報し、右側の警察担当者から、2番で、映像通報への協力要請があった場合に、1度しか使えないワンタイムURLが通報者のスマホ等へ送信されますので、通報者は、自分が撮影した画像や動画を3でそのURLに返信し、警察活動に協力をするという仕組みであります。

運用開始以降、1年足らずでありますけれども、925件程度の活用があり、交通関係、事故、

違反等も含め508件、行方不明者等、行方不明者、泥酔者、迷子の子供さん等含め130件、その他の287件は、けんかや要望、苦情、相談などとなっているようであります。

早期に解決した事案として、行方不明児童の発見・保護事案は、児童、小学生の行方不明事案において、110番通報した実母に対し、児童の画像提供を依頼し、捜索中の警察官に送信、手配したことにより、早期に児童発見、保護につながった。

また、当て逃げ被疑者の検挙事案は、当て逃げ事件において、110番通報した当事者に対し、撮影していた逃走したトラックの車体、ナンバー、記載されていた会社名等の画像提供を依頼し、警察官に送信、手配したことにより、当該車両を確保したそうであります。

画期的なシステムであり、事故、事件の早期解決及び犯罪者への抑止効果にもつながると考えます。個人情報保護や映像権の縛りもあると考えますが、目的外に使用しなければ問題はないと思われます。

そこで質問です。

このような画期的なシステムでありながら、県民の皆様の認識はまだ希薄であると思われまので、さらに周知徹底を図る必要性を感じますが、警察本部長のお考えをお伺いします。

〔警察本部長宮内彰久君登壇〕

○警察本部長(宮内彰久君) まず、自転車の安全利用についてお答えします。

議員御指摘のとおり、現状では、基本的な交通ルールを守っていない自転車の利用者も見受けられるところであり、自転車の交通ルールを周知し、その遵守を求めることは、重大な課題であると認識しております。

県警察におきましては、自転車に関する交通ル

ールの周知を図るため、小中学校や高校のほか、地域の高齢者を対象とした講習会などに警察官を派遣して、自転車に関する交通安全教育を行うなどの取組を行っているところでございます。引き続き、こうした取組を通じまして、周知を図ってまいります。

また、横断歩道における自転車に関する事故を防止するためには、議員御指摘のとおり、自転車の利用者が安全な方法で横断歩道を通行するとともに、自動車の運転者が横断歩道に接近した際の一時停止義務などを遵守することが重要でございます。交通安全教育や指導取締りなどを通じまして、こうした点の周知を図ってまいります。

また、議員御指摘のいわゆる自転車専用レーンの設置につきましては、自転車に関する事故を防止する上で効果的な手法の一つであると考えております。

一方で、自転車専用レーンの設置に当たりましては、一定の道路空間の確保などが必要となりますので、道路管理者とも連携しながら、道路や交通の状況に応じて個別に判断してまいります。

次に、110番映像通報システムについてお答えいたします。

議員御紹介のとおり、本システムは、110番の通報者がスマートフォンなどのカメラ機能を用いて現場の画像などを撮影し、これを警察に送信していただくものであり、警察が110番通報に迅速かつ的確に対応する上で効果的なシステムであると考えております。

県警察におきましては、110番通報の際に本システムを円滑に利用していただくため、県警ホームページにシステムの利用方法などを掲載しますとともに、1月10日の110番の日に関する広報啓発の一環としまして、本システムについても併せて周知するなど、様々な媒体を活用した広報活動

を行っております。

引き続き、こうした広報活動に取り組むことによりまして、本システムが県民の皆様の間に広く周知されるよう努めてまいります。

〔本田雄三君登壇〕

○本田雄三君 警察本部の皆様方には、日頃より、事故、事件の早期解決に御尽力をいただき、感謝申し上げます。

自転車の利用につきましては、中学生、高校生が圧倒的に多いと考えるので、特に学校への出前講座をさらに増やしていただくなど、積極的に実施する必要性を感じております。

本県における道路事情は、ほとんどの道路が自転車専用レーンを設置することは困難な状況であることは理解をしております。あくまで、道路交通法上、自転車は車道を通行しなければならないとなれば、時間を要するかと思いますが、計画的な設置が必要ではないでしょうか。

110番映像システムにつきましては、円滑な利用促進とともに、犯罪抑止につながると考えるので、テレビやSNS等の広報媒体も効果的に活用していただければと考えます。

以上をもちまして、私が本日準備いたしました質疑は終了いたしました。

今後とも、様々な課題が問題に発展しないよう、迅速な行動に努めてまいる所存でございます。

御清聴ありがとうございました。（拍手）

○副議長（内野幸喜君） 以上で本日の一般質問は終了いたしました。

明16日は、午前10時から会議を開きます。

日程は、議席に配付の議事日程第3号のとおりといたします。

本日は、これをもって散会いたします。

午後2時11分散会